

第一百九十三回国会
衆議院

財務金融委員会議録 第十六号

平成二十九年四月二十八日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 御法川信英君

理事

井上 信治君 理事

理事

藤丸 敏君 理事

理事

山田 賢司君 理事

理事

伴野 豊君 理事

理事

石崎 徹君 理事

助田 重義君 理事

竹本 直一君 理事

津島 淳君 理事

福田 達夫君 理事

村井 英樹君 理事

山田 美樹君 理事

近藤 和彦君 理事

古川 元久君 理事

鶴尾英一郎君 理事

中野 洋昌君 理事

宮本 徹君 理事

小泉 龍司君 理事

麻生 太郎君 理事

丸山 岳志君 理事

伊藤 渉君 理事

宗清 新君 理事

八木 哲也君 理事

今井 雅人君 理事

坂本祐之輔君 理事

高井 崇志君 理事

前原 誠司君 理事

大口 善徳君 理事

同日 辞任

武部 新君 理事

津島 淳君 理事

八木 哲也君 理事

今井 雅人君 理事

坂本祐之輔君 理事

高井 崇志君 理事

前原 誠司君 理事

大口 善徳君 理事

同日 辞任

武部 新君 理事

津島 淳君 理事

八木 哲也君 理事

今井 雅人君 理事

坂本祐之輔君 理事

高井 崇志君 理事

平成二十九年四月二十八日

消費税増税を中止して5%に戻し、生活費非課税、応能負担の税制を求めるに關する請願

政府参考人
(金融厅監督局長)

政府参考人
(金融厅証券取引等監視委員会事務局長)

政府参考人
(財務省大臣官房長)

政府参考人
(財務省理財局長)

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)

官(厚生労働省大臣官房審議官)

(島津幸広君紹介)(第一〇五三号)
同(田村貴昭君紹介)(第一〇五四号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇五六号)
同(畠野君枝君紹介)(第一〇五七号)
同(島山和也君紹介)(第一〇五九号)
同(藤野保史君紹介)(第一〇五八号)
同(堀内照文君紹介)(第一〇六〇号)
同(真島省三君紹介)(第一〇六〇号)
同(宮本岳志君紹介)(第一〇六一号)
同(宮本徹君紹介)(第一〇六二号)
同(本村伸子君紹介)(第一〇六三号)

は本委員会に付託された。

四月二十八日

所得税、地方税における寡婦控除を未婚の母子

及び生別寡婦にも適用を求めるに關する陳

情書(那霸市西三の一一大城貴代子)(第六九号)

森友学園関係者の証人喚問を求めるに關す

る陳情書(兵庫県尼崎市三反田町一の七の七

丸尾牧)(第七〇号)

は本委員会に参考送付された。

○御法川委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木内孝胤君。
○木内(孝)委員 民進党、木内孝胤でございま
す。おはようございます。
○木内(孝)委員 きょうは、銀行法等の一部を改正する法律案に
ついて質問をさせていただきます。
その前に一つ、日米経済対話が先週ございました
けれども、これについてお伺いをさせていただ
きます。
共同プレスリリース等も拝見はしております
が、経済対話の必ずしもアジェンダではないと承
知しています、なかなか、お話しできること、
できないことは十分承知した上で、ゴールデンウ
イークの中も国際会議、さまざまなカンファレン
ス、そういう場でも恐らく聞かれることなど
思っています。それで、これまで、財務金融委員会として北朝鮮問
題、ちょっと範疇ではないと思いますけれども、
日米経済対話の中あるいはその前後、私的な会話
等々も含めて、北朝鮮問題につきましてペニス副
大統領と何か会話を交わした、あるいは安倍総理
との会話の中での何かファイードバック、いろいろ
毎日聞かれることがあるかと思うんですが、率直

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出第
三八号)

○御法川委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、銀行法等の一部を改正する法律案を
議題といたします。
この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、参考人として日本銀行

に言つて北朝鮮どうなんだという漠とした質問になりますけれども、もし副総理から御答弁いただければと思います。

○麻生国務大臣 ペンス副大統領、ウイルバー・ロス商務長官等とお目にかかる機会がありましたし、このゴールデンウイーク中もまたお目にかかりますけれども、今回のペンス副大統領との間で、いわゆる正式対話の中で、北朝鮮に関する議論というものが公式の場であつたかといえば、ありませんでした。

ただ、北朝鮮につきましては、副大統領から安倍総理への表敬のときにおいて、北朝鮮というものが新たな脅威の段階になつてゐるという認識ということには間違いなく共有をされてゐる。これは間違ひなく共有をされてゐることには事実だと思つておりますので、北朝鮮の対応に当たつて日米双方での綿密な連携が極めて重要なんだという話になつていましたし、そのときには中国が果たすべき役割が極めて大きいということで、その役割を果たすよう働きかけてゐるし、働きかける必要があるさらにあるということを確認したというぐらいに承知をいたしております。

○木内(季)委員 ありがとうございます。よく対話を圧力といふ言ひ方をしますけれども、外交努力は当然のことながら、ぜひ圧力の方も含めて、対話するためには圧力も必要ということで、対話も頑張る、圧力を頑張るということです。引き続き御努力いただければと思います。特に質問ではございません。

前回の委員会質問の際に、麻生大臣が、北朝鮮で事が起つたら、あるいは体制が崩壊した場合のその後の影響について、いろいろなところで誰か検討しているかもしれないみたいなコメントがございました。

私も九二年から九五年までドイツに駐在しておつたのですから、当時の東西ドイツの統一後のさまざまな研究を大使館等あるいはシンクタンク等でもしていまして、その際に必ず、北朝鮮がもし南北統一した場合にどういう影響があり得る

のかというような、結構、皆さんいろいろオーブンに議論していたことがござります。

この間、そんなような、どこかで研究されていないかもしないということではございますけれども、これはいろいろな省庁にまたがりますし、余りにも大きな話過ぎて、特に担当部署が厳密に調査、分析はしてないかもしれませんけれども、ぜひ副総理の方で、何らかの形で、明確な指示といふことかはわかりませんけれども、もう既にやつてはいると思うんですが、そういうふうなお考えというか御決意というか、コメントをいただければと思います。

○麻生国務大臣 これは金融の部分もあります、幾つか、広範にわたりますので。

金融でいえば、例えば韓国系の銀行等々に、日本に今六つ支店があると思いますけれども、六つの支店に今預け入れられておられる方々は、在韓国の方々が預金をしておられるんだと思いますが、何か起きたときに、それが引き出されるということになつたときに、その銀行にどんな担保があるんですかといった場合、その担保のほとんどは本店で持つていかれていると思いますので、こつちには多分担保をお持ちじゃないんだと思うんですが。そのときに、おたくの銀行で貸し出しに見合う担保をお持ちですかとか、また、信用組合等々がありますので、その信用組合は日本でいえれば銀などの直接のつき合いがありませんので、その信用金庫等々の銀行については、それこそ、担保はどうなつておられますかといつて、全部北朝鮮の方で持つていて、こつちにはないとかいうことになり得る可能性もある等々、いろいろなことが銀行だけでできます。

それから、今言われましたように、もし何かあつたときに、体制が崩壊したときに、どのような体制ができるかというのは、これは今から話でよくわかるところではないのですが、それがあわせて、いわゆる南に大量の難民が押し寄せるとか、北に大量の難民が押し寄せるとかいう点も考えなきやいけませんけれども、同時に、船で

潮流に乗つかつて大体二日で日本の東北の日本海側に漂着する。これは北陸から東北にかけて漂着することは、いろいろな流出物が流れついてくる現実を見ましても間違ひございませんから。そうなつてくると、それは難民ですか、武装していたらどうされますかといふことについて

は、これは十分な対応が我々にあるかといえば、今まで、有史この方、こういう例は過去にありますので、それに対応するにはいかにすることをN.S.C.の方から指示が出ていることを確かめています。

同時に、邦人の引き揚げ、約六万二千人の邦人が韓国におられるということになつて、そのほかに観光客はどのくらいかということにならうかと思いますが、その方の救出に当たつて飛行機を飛ばすといつて、民間の飛行機が行けばいいけれども、それはいかぬでしようから自衛隊を飛ばす、容量が足りませんから船でということになつたときに、これまで自衛隊の飛行機もしくは自衛隊の艦船が韓国に入つたということは過去に例があります。ただ、一回だけ、日中韓首脳会合というのを瀬戸島で行つたときに、私が乗つておりました自衛隊の飛行機が瀬戸島におりた、七十年間でそれ一回しかありませんので、そういう意味では、今その種の話は全然韓国側とできない。おまけに、向こうは今政府がちょっとようわからぬことになつておりますので、さらにできないという状況にありますので、私どもとしては、その点は非常に危惧をしておるというのが今の状況。

自衛隊の飛行機は入れないとかいうことになりまつたら、ほかの国の飛行機に乗せて帰るとか、ほかの国の船に乗せて運ぶとかいうことになります。なぜなら、その船は、たぶん北朝鮮の船で、そこには北朝鮮の船員が乗つておるから、それで、向こう側と交渉しておりますけれども、向こう側もしかるべき人が、はつきり言つて大統領がおられませんものですから、私どもとしては、極めねませんので、そういうふうなことがあります。

○木内(孝)委員 ありがとうございます。引き続き、危機対応、危機管理、お願いできればと思います。

ごく最近、細川元総理とお話しする機会がありまして、当時、一九九四年も北朝鮮との緊張状態が非常に高まつたということがあって、一方で、具体的なことを進めようとするとさまざま障害があつたということも承知しておりますので、引き続き御努力いただければと思います。

経済対話の中のプレスリースの文言で、二つあります。一つは、二国間の貿易及び投資関係を強化でございます。恐らく、これは米国サイドのFTAを進めたいことに相当する文言なのであります。もう一つは、これは日本側の文言だと思いますが、アジア太平洋地域に自由で公正な貿易ルール、これはTPPとは書いてありますTPPといふことかと思ひます。

あります。米国が入りませんということでトランプ大統領は宣言していますけれども、ここら辺の、今お米国と一緒に巻き込もうとしているのか、あるいは、向こうは二国間といふことで言つていていますけれども、そこら辺のせめぎ合いみたいなのがあつたのかどうか。ブレスリリースを見ると極めて玉虫色で、何となく書いてあるというふうに見えます。されども、コメントをいただければと思ひます。

○麻生国務大臣 御指摘のあつたとおり、TPPといふものについては、これはもうなし、これはオバマがやつた話で、俺はないといふことを今の政権になつてから一方的に向こうから言われた。国際連盟を自分でつくつてみずから入らなかつたという歴史のある国ですから、別に驚くような話じゃないんですけども、そういうことになつておるというのが現状であります。

それに対して、TPPといふのは数年かけて、甘利先生を初め大いに苦労されてやられたという

すけれども、返事が来ないというのが現状であります。

経緯がありますので、これは大いに生かしてやるべきであり、世界じゅうのGDPで約四〇%弱のものがこれだけのグループで引き上がるというの是非常に大きなものなので、我々としてはあらゆる選択肢というものがあるのであつて、今、除いて十一ヶ国だけでやろうとか、いろいろな話が進みつつあることは事実ですけれども、少なくとも、二国間でやつたからというのは、今のTPPよりアメリカがとれるものが多いといふ前提になつていないとおかしいんですが、それますかと、あれはTPPだったから十何カ国もあつたので、おたくに出した分は、うちはほかのところからとかいうのができたからあればだけのことができましたけれども、バイでやつた場合は、少なくともうちはあのものは出せませんよ、そういつたような話を我々はしなくちゃならぬことになろうと思います。

これは今から二国間でいろいろやつていくことにもなるかと思いますけれども、そういうつたのを十分に比較をしながら、何がおたくにとつてもいいか、うちにとってもいいかというのをよく比較しながら話をさせていただかないかぬところだという話はこの間既に申し上げましたから、向こうもそれは知らないわけじゃありませんし、ベンスさんとかウイルバー・ロスという人はいずれもTPPに賛成の人たちですから、そういうつた意味では、言つてはいる意味はもう、こっちが何を意味しているかすぐわかりますので、それは全く反論せず、うんというところになつております。

前回、第一回目ですけれども、これからそういつた話で、私どもとしては、日本にとって何がベストかということを引き続き交渉してまいりたいと考えております。

○木内(孝)委員 私も、TPP、いろいろ慎重な部分はあるんですが、一方で、今副総理おつしやつたとおり、多国間でやるとバイの場合を比較しますと、多国間の方が何となくアメリカとは交渉しやすいのかなという部分もございますので、ぜひ、副総理のところで引き続き頑張ってい

ただければと思います。

それと、分野別協力の中で、高速鉄道等インフラ投資とございました。これはリニアモーターカーのことを指しているんでしようか、それとも

新幹線なのか。もうちょっと具体的に踏み込んで、具体性があるのか。あともう一つ、エネルギーとあります。エネルギー問題で、東芝のことは何らか議論にのつたか。その二点を教えてください。

○麻生国務大臣 今御指摘のあつた分に関して言わせていただければ、エネルギーというのをやら言わせていただければ、エネルギーは、私どもの方は例の超超臨界という石炭の技術がありますので、これはオバマ政権のときは全くだめだつたんですけれども、今度のトランプ政権になつてすばらしい技術じやないかといつて前向きになつておられるのは、我々にとつては非常に大きなアドバンテージだと思つております。

それから、今の話の中で、インフラの中でも、マグレブと称する、地図はおわかりだと思います、ニューヨーク→シンントン間にボルティモアという場所があるんですねけれども、このボルティモアのところまで、まずは新幹線、マグレブでやりたいといふ希望が来ております。そして、これは国策、いわゆる公共事業でやるという意向だそうで

思つております。

○木内(孝)委員 ありがとうございます。次は、フィンテックの方についてお伺いをしたいと思います。

その前に、資料をお手元に御用意させていただきしておりますが、フィンテックの法案があると言いましたら、いろいろな方からヒアリングをいただく機会がございました。

二〇〇七年未時点の時価総額世界の上位十社といふのがござります。これを見ていたくとわかりのとおり、トップテンのうち、四社が中国の会社、エネルギーの会社が五社ござります。これが二〇〇七年未、リーマン・ショックの前でございました。

それが、二〇一六年未現在を見ますと、アップル、グーグル、マイクロソフトと、米国勢が、十社でトップスリーをI-Tの会社が独占しているというような状況でござります。

下の方のグラフを見ると、いく最近の世界のI-Tの時価総額上位と日本のI-Tの会社の上位。

あるいはマイクロソフトも五十五兆兆という数字でございます。一方で、日本の、I-Tの定義もちょっと広いのであれですが、キーエンスが四・

九、キヤノンが四・四、ソニーが四・一といふ、これぐらい大きな聞きがござります。

この中で、今回、フィンテック法案についての審議をしなければならないという状況だと。フィンテックといふと、やはり当然、技術と金融ということなので金融機関を我々は想定しがちではあるんですが、世界での常識としては、ほぼ独占、寡占になつていて。ここにある、まさにトップファイブの会社、アップル、グーグル、マ

イクロソフト、アマゾン、フェイスブック。私も毎日、電車に乗るときとかは、このアイフォーンで決済していますし、本を買うのも全部アマゾンでやつていますし、フェイスブックも毎日、私の行動を考えると、確かにもう彼らに全部生活が支配されているというか、そういう印象を持ちま

も、この話も結構土地の買収なんかは、これは民間で事が進んでいると伺つていますが、この話も事は進んでいますが、やおら牛とかカウボーイの方から反対が出て、そんなものが通つたら牛が通れないとかいう話になつて、高架でやるんだといふ話が出てきたりなんかしておるので、コストがまた上がつたりしますと、今度は、こつちは民間ですから、技術的なことは可能ですかとも、そのお金は誰が出すのかという話になりますので。これはもうかるか、もうからぬか、よくよく斐ージビリティースタディーといふのをやらないかぬところだと思つております。

そういうものを含めて、こういつた交渉といふのが、いわゆる分野別の中で出てくるもので申し上げれば、その二つがすぐわかるところだと思つております。

○木内(孝)委員 ありがとうございます。〔委員長退席、土井委員長代理着席〕

○麻生国務大臣 木内先生、このフィンテックといふのは、単なる金融サービスというもののI-T化だけにとどまらないんじゃないが、私自身はそう思つております。

例えば、ブロックチェーンなんという技術が着実に進歩してくると思いますので、こういつたことによつて金融の仕組み自体がもう大きく変化していくことになりやせぬかなという感じがするんですが。

平成二十九年四月二十八日

いわゆるAI、アーティフィシャル・インテリジェンスなんかの話で、従来では考えられなかつたような、いわゆるICT、インフォメーション・コミュニケーションズ・テクノロジーですか、ICTの関連技術の取り込みなんというのを考えいくと、金融の将来的な姿というのは猛烈に変わってきて、例えば銀行の支店なんかはほとんどやらなくなつて、ATMとスマホがあれば大体普通の生活、全く銀行関係の仕事がなくなつてしまふんだというような感じもするんですけれども、こういつたようなものによつて、生活の利便性プラス生産性というのも上げて、日本の金融とか企業といふものの発展につながつていかないとこれは意味がないんだ、私はそういう気がします。

これはさまざまな方々がプレーヤーとして参加してこられるんだと思いますけれども、その際に、利用者保護とか不正の防止とかいう、いいかげんな者もいっぱいいますし、そういつた不正を防ごうと思って入つてきてる人もいるでしようから、そういう者に対するシステムの安定性というのを確保する必要があるんだと思つてゐるんですが。

環境の整備を図つておかない、これは利用する方が大丈夫かななどになるとだめなので、金融庁としては、そういう意味で必要な環境整備といふものには取り組んでいかないかぬところだと思つておりますが、それこそ我々の想像力をはるかに超えたようなものが出てくる可能性というのは常に考えておかないかぬものなんですね。そういう技術の進歩がこれから出てくる時代になつてくるんだろうなと思つております。

○木内(孝)委員 麻生大臣のゴールデンウイーク中の日程を拝見していましたら、開銀の総会とか、あるいはその後の連休後のG7とかいろいろ大切な会議がございますが、その中で、私は一つ注目しましたのが、ミルケン・グローバル・カンファレンスに出席なさいます。

今までの大半というのは余りその手のものに積

いたよな、いわゆるICT、インテック一つ・コミュニケーションズ・テクノロジーですか、ICTの関連技術の取り込みなんというのを考えいくと、金融の将来的な姿というのは猛烈に変わってきて、例えば銀行の支店なんかはほとんどやらなくなつて、ATMとスマホがあれば大体普通の生活、全く銀行関係の仕事がなくなつてしまふんだというような感じもするんですけれども、こういつたようなものによつて、生活の利便性プラス生産性というのも上げて、日本の金融とか企業といふものの発展につながつていかないとこれは意味がないんだ、私はそういう気がします。

これはさまざまな方々がプレーヤーとして参加してこられるんだと思いますけれども、その際に、利用者保護とか不正の防止とかいう、いいかげんな者もいっぱいいますし、そういつた不正を防ごうと思って入つてきてる人もいるでしようから、そういう者に対するシステムの安定性というのを確保する必要があるんだと思つてゐるんですが。

○越智副大臣 まず、本法案の考え方でございますけれども、我が国においては銀行のネットワークが比較的高度に発達しているという現状認識がございまして、そのネットワークをしっかりと支えています。そこで、銀行のネットワークを金融サービスにつなげていただけるようにオープンAPIを推進する、そのための環境整備を図るということでお伺いします。

○木内(孝)委員 ありがとうございます。今回、びっくりというか、いろいろ調べてましたら、IT業者の意見をかなり幅広く、金融庁さんが積極的にヒアリングなさつていたという印象がござります。具体的な要望もきちっと法案のレベルで出して、それでも若干いろいろ重いとことかはござりますけれども、こういつた姿勢は引き続き、始まつてからでもいろいろな問題がこれから生じると思います。かつて、NTTとか第二電電とかソフトバンクが参入したとき、やはりNTTが既得権益者であり、新規参入者に対してなかなかハードルを設ける。企業活動としては当然の行為とはいえ、銀行は相当優越的な地位ではあるのは間違ひございませんので、引き続きその点を留意いただければと思います。

○木内(孝)委員 このために、本法案では、銀行に対して、幾つかございまして、一つ目は、附則の中で、銀行等の努力義務といふところで、オープンAPIの導入に努める、体制整備をするというふうに書いてあります。あと、五十二条の六十一の十一の基準策定等といふところで、ここが肝だと思ひますけれども、電子決済等代行業者との契約に関する基準を策定して、銀行はそれを公表するということを求めていて、その上で、策定した基準を満たす電子決済等代行業者に対しては、不當に差別的な取り扱いを行つてはならないというふうにしておりまして、そういう規定を設けているところでございます。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。御指摘のあります電子決済等代行業者につきまして、世の中の動きを、最先端を走つてゐるなどということで、非常に心強い御答弁をいただきました。一つは、成長を阻害する大きな要因としまして、金融機関がその優越的地位を利用して、あるいは、金融機関がその優越的地位を利用して、あるがとうございました。

一つ、成長を阻害する大きな要因としまして、金融機関がその優越的地位を利用してベンチャー企業等の参入を阻んだり、電子決済等代行業者の過度な廻り込みを行つたりするというのが一つのリスクというか、成長阻害要因だと考えております。

こうしたことが起らなないように、金融庁さんにお伺いしたいんですけども、どのようなことをお伺いしたいんですけれども、どのような形でそうしたことを持続したり監督を行つたりするのか、教えていただければと思ひます。

○越智副大臣 まず、本法案の考え方でございまして、そのネットワークをしっかりと支えています。そこで、銀行のネットワークを金融サービスにつなげていただけるように、金融庁としても関係者の積極的な取り組みを促してまいりたいというふうに考えております。

〔土井委員長代理退席、委員長着席〕

○木内(孝)委員 ありがとうございます。本法案を実施することによりまして、銀行と電子決済等代行業者との適切な連携、協働が幅広く図られて、利用者保護及びイノベーションの推進につながつていくよう、金融庁としても関係者の積極的な取り組みを促してまいりたいというふうに考えております。

○木内(孝)委員 ありがとうございます。このこと自体、銀行にとつてもプラス、メリットが大きいと考えていて、フィンテック企業との連携、協働を進めることによって、創意工夫を生かして、ITの進展等の環境変化に積極的な対応を図ることが可能になるというふうに考えております。

○木内(孝)委員 ありがとうございます。このことでも、若干いろいろ重いところとかはござりますけれども、こういつた姿勢は引き続き、始まつてからでもいろいろな問題がこれから生じると思います。かつて、NTTとか第二電電とかソフトバンクが参入したとき、やはりNTTが既得権益者であり、新規参入者に対してなかなかハードルを設ける。企業活動としては当然の行為とはいえ、銀行は相当優越的な地位ではあるのは間違ひございませんので、引き続きその点を留意いただければと思います。

○木内(孝)委員 第二条十七項の内閣府令を定めるに当たりまして、政府は、情報セキュリティーのリスクや利用者の権利保護の観点から、問題が少ないものにつきましては電子決済等代行業者の適用除外とすることを、可能なのかわかりませんけれども、御

検討をぜひいただければと思うんですけれども、いかがでしようか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。御指摘のあります電子決済等代行業者につきまして、その中で、特に、リスクという観点から規制の対象とする必要がないと認められるものについて、一定の範囲で適用除外をするということを可能とする法律になつております。

これまでの議論では、例えば家賃や公共料金の支払いなど、特定の者に対する定期的な支払いをしてまいりたいというふうに思つておられます。そこで、内閣府令等の規定の整備によりましては、内閣府令等の規定の伝達ですか、あるいは、地方公共団体への支払いを目的として行われるものなどについては相対的にリスクが限定されてゐるのではないかといった指摘をいただきまして、一定の範囲で適用除外をするということを可能とする法律になつております。

これまでの議論では、例えば家賃や公共料金の支払いなど、特定の者に対する定期的な支払いをしてまいりたいというふうに思つておられます。そこで、内閣府令等の規定の伝達ですか、あるいは、地方公共団体への支払いを目的として行われるものなどについては相対的にリスクが限定されてゐるのではないかといった指摘をいただきまして、一定の範囲で適用除外をするということを可能とする法律になつております。

これまでの議論では、例えば家賃や公共料金の支払いなど、特定の者に対する定期的な支払いをしてまいりたいというふうに思つておられます。そこで、内閣府令等の規定の伝達ですか、あるいは、地方公共団体への支払いを目的として行われるものなどについては相対的にリスクが限定されてゐるのではないかといった指摘をいただきまして、一定の範囲で適用除外をするということを可能とする法律になつております。

す。

権利保障の観点からは、電子決済代行業者が入った場合でも、民法四百七十八条の対象とするべきではないのか、もしくは損失の割合などを府令で規定するべきではないでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

顧客に損害が生じました場合の責任分担、損失分担のルールにつきましては、特に、こうしたもののが金融法制の中で一般的に定めますということについては、電子的な取引等をめぐる私法上のルールが現状必ずしも確立されていないという中において、難しい面があると考えております。

ただ、そうした中で、利用者の保護あるいは利用者の権利の保障ということを適切に図っていくためには、金融審議会の議論などでも、全銀協その他の関係団体において、例えば、申し合わせというような形での取り組みが行わっていくことになります。

これを受けまして、現在、全国銀行協会の方でオープンAPIのあり方に関する検討会というものが組織されておりまして、銀行あるいはフィンテック事業者等の皆さん方が参画されて検討が進められているところでございまして、こうした中で、利用者保護を確保していくための一定の考え方の整理が行われ、利用者保護が確保されていくということを期待しているところでございまして、私ども、そちらの検討会における議論の進展を注意深く見守っているということでございます。

○木内(孝)委員 法案にいろいろ盛り込む限界も承知はしておりますけれども、ぜひ、監督等を通じて、今御答弁いただいたような内容がきちっと担保されるように、御努力をいただければと思います。

今、オープンAPI導入というお話をございましてが、いわゆるメガ銀行等々は、大きな金融機関は特段問題ないかと思いますけれども、やはり中小の金融機関につきましては、さまざまなもの

入コストというのが生じるのではないかと承知します。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

顧客に損害が生じるというふうに見込んでいるのかということが、生じるといふふうに見えます。これは、どの程度負担が生じるといふふうに見えます。これは、どの程度負担が生じるといふふうに見えます。これは、どの程度負担が生じるといふふうに見えます。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘ございましたように、APIの導入に伴うコストは、具体的にどういう情報を念頭に整備するかということで変わってくるところが強くございます。

更新系のことですと、コストがかかってまいりますが、一方でアメリカは一・三、四兆ぐらいの金額でございます。日本は約七十億円ぐらいために、非常に日本でも有望な分野だと、成長分野、イノベーションだと言われていますけれども、やはりお金がないとなかなかこうした分野は伸展しないわけですから、なぜこれだけ差があるのか。これは日本の規制が厳しきるからとかなりか、それとも、この資料にもちょっと書いてありますけれども、リスクマネーの供給が足りないからなのか、何でこんなに差があるのかなどといふことで、若干違和感があるといいますか、その理由というか分析がはじございましたら、教えていただければと思います。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

協同組織金融機関との間でも電子決済等代行業を営むことができるよう規定をさせていただけております。また、実際、中央機関の中には、電子決済等代行業者と中央機関と一括して契約をすれば、その会員である

また、例えば協同組織金融機関などにおきましては、今回の法律でも、電子決済等代行業者が中央機関と一括して契約をすれば、その会員である

ように御配慮いただきと同時に、きちんと適切な監督体制を整備するといふことが肝要かと思います。その際に、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めていただきたい、これは御要望でございますので、御答弁は結構でございます。

○木内(孝)委員 お答え申し上げます。

これは各国がフィンテックに投資した二〇一五年の額が載っております。日本は約七十億円ぐらいたいことござりますけれども、一方でアメリカは一・三、四兆ぐらいの金額でございます。アメリカは日本の約百八十八倍、イギリスは日本の投資額の約十五倍、投資をしております。

非常に日本でも有望な分野だと、成長分野、イノベーションだと言われていますけれども、やはりお金がないとなかなかこうした分野は伸展しないわけですから、なぜこれだけ差があるのか。これは日本の規制が厳しきるからとかなりか、それとも、この資料にもちょっと書いてありますけれども、リスクマネーの供給が足りないからなのか、何でこんなに差があるのかなどといふことで、若干違和感があるといいますか、その理由というか分析がはじございましたら、教えていただければと思います。

○木内(孝)委員 フィンテックと申しますと、いろいろな分野があるかと思います。決済や投資、資産運用、保険、預金、融資や資金調達等さまざまなものがありますけれども、今後、市場として有望だと見込まれる分野、よく決裁とか認証の部分とかいろいろ言われますけれども、どういった分野がござりますけれども、今後、市場として有望だと見込まれる分野、よく決裁とか認証の部分とかいろいろ言われますけれども、どう

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの点について、お示しいただいておりまする民間の調査につきましては、この後、二〇一六年の投資額、これは二〇一五年の数字かと思いますが、二〇一六年の投資額で見ますと、日本は約一・五億ドル、世界ベースでは三百三十二億ドルということで、足元、日本は決済サービス分野を中心前年比で一〇〇%以上の伸びというところであります。

の調査レポートなどにおきましては、我が国では、起業文化がまだ必ずしも進展していないといふうこと、あるいは言語の問題、さらに経済の成熟度、あるいは金融市場の特性などさまざまの要因が挙げられているところであり、こうしたものが複合的に影響しているんだろうと推察をするところでございます。

○木内(孝)委員 お答え申し上げます。

いすれにしても、御指摘のあるように、我が国において、少なくとも現段階では世界的な展開を次々と登場するという状況には至っていないといふことは私どもも認識をしているところでございまして、今回はオープンイノベーションの推進に向けた環境整備といふことで法改正をお願いしておりますけれども、それにとどまらず、今後とも、必要な環境整備には積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○木内(孝)委員 フィンテックといいますと、いろいろな分野があるかと思います。決済や投資、資産運用、保険、預金、融資や資金調達等さまざまの分野がござりますけれども、今後、市場として有望だと見込まれる分野、よく決裁とか認証の部分とかいろいろ言われますけれども、どういった分野が市場として有望だというふうに見込んでいらっしゃいます。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

フィンテックの市場規模といふことでは、必ずしも具体的な数字を十分に把握しているわけではありませんが、例えば、今お示しいただいておられます投資額の規模をベースに考えてみると、全世界ベース、二〇一六年で約二百三十二億ドルのうち、これを分野別で見ますと、その二八%が融資の分野、それから二三%が資産運用サービスの分野、こうしたところが比較的大きな割合を占めているということが言えようかと思います。

一方で、我が国では投資規模約一・五億ドルのうち決済関連分野が全体の四〇%を占めていると

いうことで、現状を見ますれば、我が国では比較的少ないといふふうに考えております。

的進んだ展開が示されている分野として決済関連サービス分野ということが挙げられるかと考えますが、他国の状況等を踏まえますと、今後、フィンテックの動きは、金融業、市場のさまざまな分野に及び得るものというふうに考えております。したがいまして、私どもとしては、こうしたフィンテックの動きを決済関連分野にとどまらず幅広く利用者利便の向上につなげるとともに、利用者保護あるいは金融システムの安定性確保のための環境整備に努めていく、そうしたことが重要であると考えているところでございます。

○木内(孝)委員 ありがとうございます。ある意味、日本のフィンテック市場の特徴とボテンシャルは、いろいろな業界からヒアリングし結果をまとめますと、日本の場合、現金決済の割合が極めて高い。これは、高いというのは、ある意味、おくれていてるということでもありますので、今後伸びる余地が非常に大きいというのが一点。あと、その認証の仕組みが、印鑑あるいは暗証番号、カード、非常に古典的な認証の仕組みでは、資産運用の分野でフィンテックがどの程度伸びていくのか、私もちょっとよくわからないところではございますけれども、日本の資産、個人の資産運用の運用利回りなんですが、日本は二〇一五年度千七百五十二兆円の個人金融資産に対して、配当や利回りが約十四兆円ですので、〇・八%でございます。片や米国あるいはユーロ圏、これは三・二%であつたり四・一%、やはり〇・八%というのは極めて低い利回りでございまして、例えば日本のこの千七百五十二兆円が米国並みの三・二になれば、個人の金融資産は今よりも四十二兆円ぶえます。あるいはユーロ並みになれば五十七兆円ぶえます。

日本の抱えている大きな課題として、資産運用がおくれてているということでございますけれども、私どもとしては、こうしたがいよいよ、金融システムの安定性確保のための環境整備に努めていく、そうしたことが重要であると考えているところでございます。

○武村大臣政務官 委員御指摘のように、フィンテックへの対応を考えるに際しましては、我が国における講演の内容であったのではなかろうかというふうに承知をしているんですが、資産運用面でのフィンテックの影響というのはどういうような感じで、私も想像がいま一つつかないんですけども、何かプラスになるような動き等々、分析はござりますでしょうか。

これまでITが十分に活用されていないとの指摘がある分野におきまして、ITを活用し新たな金融サービスを提供することになれば、利用者利便や企業の生産性向上など、日本の金融、経済の発展につながる可能性も高いというふうに考えます。

今御指摘のございました件について申し上げますと、ITを活用したロボアドバイザーなどは、個人の資産運用について大変可能性のある分野ではないかというふうに考えております。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。御指摘のとおり、フィンテックが、従来銀行が担ってきた決済業務において新たなサービスを提供する動きが活発化しております。

御指摘のとおり、フィンテックが、従来銀行が担ってきた決済業務において新たなサービスを提供する動きが活発化しております。

金融機関におきましても、フィンテックを活用した決済業務の検討を行うております。例えば、フィンテック企業と複数の金融機関が共同で国内、国外の銀行に安い手数料で同時に送金できるシステムを開発、あるいは割安な手数料で送金ができる独自の仮想通貨を開発といった事例も見られるところでございます。

こういった動きが銀行の手数料収入とか収益に与える影響については、収入に対するマイナスの影響として考えられるのは、フィンテック企業の送金機能というものの活用が増大して、そのため銀行口座を介さなくなる、銀行口座を介さない取引というものが増加するということによって銀行の手数料収入が減ってしまう、そういう影響も考えられますけれども、一方、プラスの影響とい

うような形で、店舗をもう少し統合したり数を減らした方がいいんじやないかとか、あるいは場合によっては、法人営業であれば路面店舗じゃなくて二階にして家賃を下げたらどうだとか、そういうような指導等というのはあり得るんでしようか。現在、なさつてはいるんじやうか。

実際、例えば、大手金融機関といろいろ議論してみると、中期経営計画の中では、有人店舗でのサービス提供のあり方とか事務プロセスなどを見直して店舗のあり方そのものを変革していくこうとか、あるいは、具体的に店舗を移転しよう、建てかえよう、廃店しよう、あるいは人員の削減などを行うことによって、コストを削減すると、いつた方針を既にもう掲げて取り組んでいるところも見られております。

金融庁といたしましては、銀行がフィンテックの進展をどのように見込んで、それをみずからビジネスモデルにどう反映させて店舗戦略を検討していくのかを見渡すとともに、金融機関との深度ある対話を行ってまいりたいというふうに考えております。一方で、ちょっとまだ重たいところもありますし、運用面では、ぜひ、成長イノベーションの技術ということ、消費者の権利の保障ということ

皆さん、ちょっと予想がつかないぐらい脅威を感じて、危機感を持ついらっしゃいます。危機感を持つている割には、駆前とかに行くと、何かどうかい一等地に金融機関が店舗を構えていたり、ATMが物すごく多くて、いまだ窓口で何か送金したり、ネットバンキングの割合が低いのかなと思われるような状態であつたりと、危機感があつて、何かプラスになるような動き等々、分析はござりますでしょうか。

それから、先生が御指摘の店舗戦略でござります。現時点では、こういった要因が銀行の収益にどういった影響を与えるのかを見込むことと、あるいは困難でござりますけれども、金融機関の対応に引き続き注視してまいりたいなというふうに思っております。

と、両方やるといふのはなかなか難しいですけれども、IT業者、いろいろな業界関係者の声に真摯に耳を傾けて、引き続き頑張っていただければというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、高井崇志君。

○高井委員 岡山から参りました高井崇志です。

きょうは質問の機会をいただき、ありがとうございます。

私、去年のフィンテック法の改正でも質疑に立たせていただき、また、財務金融委員会の一般質疑でも何度か質問し、また、ほかの委員会でもこのフィンテックを質問してまいりました。本当に重要な法案だと思いますので、きょうはたくさん質問を用意しているんですが、ただ、ちょっとその前に、どうしても、私も森友学園の問題で、納得がいかない点が少しありますので、フィンテックの質問に入る前に、二、三、質問をさせていただきます。

まず、この委員会でも何度も議論になつていま

すけれども、二〇一五年の九月四日の近畿財務局

でのやりとりの文書が、紙の文書はもう破棄され

てしまつたといふことなんですが、これは電子

データでは必ず残つてゐると思うんですが、この

電子データも削除したといふのが財務省の答弁で

あります。いつ削除したのかといふことをお聞

きしたいと思います。

四月十日の決算行政監視委員会で、玉木委員が

同じような質問をしました。削除すればログが必

ず残つていますから、その削除した日付を教えて

くださいと。そうしたら、中尾政府参考人は、通

告をいただいておりませんので、ちょっと即座に

答えられませんといふことでした。

きょうは、二日前に通告をしております。これ

は間違ひなく削除のログはあるはずですから、調

べていただいていると思いますが、この記録はい

つ削除されたんでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

ログについてはまた別途御答弁をさせていただきます。

七年九月四日の、おつしやつておられる面会記録でございますが、私ども、ここで答弁をさせていただきました。

七年九月四日の、おつしやつておられる面会記録でございますが、私ども、ここで答弁をさせていたたいておりますけれども、九月当時の、有益費に関する会議が行われていたといふのは承知しておりますけれども、九月当時の、有益費に関する会議が行われていたといふのは承知してございませんが、その資料につきましては、これも答弁してございますけれども、事案終了後に処分してございます。

それで、今委員御指摘の電子データの方でございますけれども、電子データにつきましても、私も紙と同様に公文書管理法の規定に基づいて取り扱っておりますので、電子データにつきましても、保存期間満了になつた後、速やかに処分をしてござります。

○高井委員 ですから、削除した日付をお聞きしております。ログというのが残つていますから、それを調べてくださいと、明確に二日前に通告していましたので、いつ削除されたのかお答えください。

○岡本政府参考人 お答え申し上げます。

まず、この委員会でも何度も議論になつていま

すけれども、二〇一五年の九月四日の近畿財務局

でのやりとりの文書が、紙の文書はもう破棄され

てしまつたといふことなんですが、これは電子

データでは必ず残つてゐると思うんですが、この

電子データも削除したといふのが財務省の答弁で

あります。いつ削除したのかといふことをお聞

きしたいと思います。

四月十日の決算行政監視委員会で、玉木委員が

同じような質問をしました。削除すればログが必

ず残つていますから、その削除した日付を教えて

くださいと。そうしたら、中尾政府参考人は、通

告をいただいておりませんので、ちょっと即座に

答えられませんといふことでした。

きょうは、二日前に通告をしております。これ

は間違ひなく削除のログはあるはずですから、調

べていただいていると思いますが、この記録はい

つ削除されたんでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

○岡本政府参考人 お答え申し上げます。

まず、この委員会でも何度も議論になつていま

すけれども、二〇一五年の九月四日の近畿財務局

でのやりとりの文書が、紙の文書はもう破棄され

てしまつたといふことなんですが、これは電子

データでは必ず残つてゐると思うんですが、この

電子データも削除したといふのが財務省の答弁で

あります。いつ削除したのかといふことをお聞

きしたいと思います。

四月十日の決算行政監視委員会で、玉木委員が

同じような質問をしました。削除すればログが必

ず残つていますから、その削除した日付を教えて

くださいと。そうしたら、中尾政府参考人は、通

告をいただいておりませんので、ちょっと即座に

答えられませんといふことでした。

きょうは、二日前に通告をしております。これ

は間違ひなく削除のログはあるはずですから、調

べていただいていると思いますが、この記録はい

つ削除されたんでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

○岡本政府参考人 お答え申し上げます。

まず、この委員会でも何度も議論になつていま

すけれども、二〇一五年の九月四日の近畿財務局

でのやりとりの文書が、紙の文書はもう破棄され

てしまつたといふことなんですが、これは電子

データでは必ず残つてゐると思うんですが、この

電子データも削除したといふのが財務省の答弁で

あります。いつ削除したのかといふことをお聞

きしたいと思います。

四月十日の決算行政監視委員会で、玉木委員が

同じような質問をしました。削除すればログが必

ず残つていますから、その削除した日付を教えて

くださいと。そうしたら、中尾政府参考人は、通

告をいただいておりませんので、ちょっと即座に

答えられませんといふことでした。

きょうは、二日前に通告をしております。これ

は間違ひなく削除のログはあるはずですから、調

べていただいていると思いますが、この記録はい

つ削除されたんでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

から何らかの確認をするところとは非常に困難なものと考えておるところでござります。

○御法川委員長 高井君、もう一回質問してください。

○高井委員 別にログを開示してくれとか言つてござりますし、その資料につきましては、これも答弁してございますけれども、事案終了後に処分してござります。

それで、今委員御指摘の電子データの方でござりますけれども、電子データにつきましても、私が一きょう出せないのであれば、いつまでに出せるとおりでござります。

○高井委員 ですから、削除した日付をお聞きしてござります。

○岡本政府参考人 お答え申し上げます。

まず、この委員会でも何度も議論になつていま

すけれども、二〇一五年の九月四日の近畿財務局

でのやりとりの文書が、紙の文書はもう破棄され

てしまつたといふことなんですが、これは電子

データでは必ず残つてゐると思うんですが、この

電子データも削除したといふのが財務省の答弁で

あります。いつ削除したのかといふことをお聞

きしたいと思います。

四月十日の決算行政監視委員会で、玉木委員が

同じような質問をしました。削除すればログが必

ず残つていますから、その削除した日付を教えて

くださいと。そうしたら、中尾政府参考人は、通

告をいただいておりませんので、ちょっと即座に

答えられませんといふことでした。

きょうは、二日前に通告をしております。これ

は間違ひなく削除のログはあるはずですから、調

べていただいていると思いますが、この記録はい

つ削除されたんでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

から確認をするところとはできないものと考えております。

○高井委員 それは、財務省の職員の皆さんではできないかもしませんが、きちんと専門の人が調べて、そして答弁いただけませんか。確認をしてから、いつ開示するということを、また改めて約束してください。

○岡本政府参考人 お答え申し上げます。

再度、専門業者にも確認をさせていただきます。

○岡本政府参考人 お答え申し上げます。

まず、この委員会でも何度も議論になつていま

すけれども、二〇一五年の九月四日の近畿財務局

でのやりとりの文書が、紙の文書はもう破棄され

てしまつたといふことなんですが、これは電子

データでは必ず残つてゐると思うんですが、この

電子データも削除したといふのが財務省の答弁で

あります。いつ削除したのかといふことをお聞

きしたいと思います。

四月十日の決算行政監視委員会で、玉木委員が

同じような質問をしました。削除すればログが必

ず残つていますから、その削除した日付を教えて

くださいと。そうしたら、中尾政府参考人は、通

告をいただいておりませんので、ちょっと即座に

答えられませんといふことでした。

きょうは、二日前に通告をしております。これ

は間違ひなく削除のログはあるはずですから、調

べていただいていると思いますが、この記録はい

つ削除されたんでしょうか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

の専門家に改めて確認いたしましたが、他社によるデータ復元の可能性について必ずしも厳密にコメントをする立場にはないですが、ただ、財務省のような規模のシステムにおいては、過去に削除したデータを復元するということはできないのではないかとのことでございました。

いずれにしても、このシステム運営会社としては、削除後のバックアップ期間を経過すればデータの復元はできないとのことでござります。

○高井委員 それは非常に今曖昧に答弁されておりますね。システムを運営している会社ではできない、それは確かに事実なんだと思います。しかし、専門の会社があるんですよ、こういったデータを復元する。これはもう、民間企業でもそういうことを間違つて消失してしまったときに復元することもありますし、あるいは、犯罪検査なんかではやつているということはもう皆さんよく御承知のとおり。だからこそ、パソコンを物理的にドリルで壊したり海に捨てたりするわけですよ。

それは、システムの運営会社はできない、しかし、今の御答弁で、その会社が、コメントする立場にはないとおっしゃつていましたし、あるいは、可能性はあると聞こえるような御答弁でしたから、これはきちんと、そのシステム運営会社にだけ聞くではなくて、より幅広い専門家あるいは復元できる会社に問い合わせて、そして答えを下さい、そういうふうに通告では申し上げているはずですけれども、いかがですか。

○岡本政府参考人 お答え申し上げます。

本件につきましては、これまで理財局長から答弁をさせていただいておりますとおり、財務省の規則、公文書管理法等に基づきます規則にのつとりまして、保存期間が過ぎたものにつきましては適切に削除されたというふうに思っております。

加えて、私どものシステムの運営業務を委託しております専門家に確認いたしましたところ、先ほど申し上げたとおりでございまして、それ以上

の何らかの手段を検討するということは私どもとしては考えていないところでござります。

○高井委員 これはちょっと、この後の質問をしていきますけれども、私は復元しなければならない事態だと思うんですね。

では、もう一つ聞きますけれども、報道によれば、ことしの六月に財務省は全部システム更改をすると。これをやると、本当にもう見られなくなるんですよ。今ならまだ見られるんです。これだけの国民の関心が集まっている状況の中、この六月のシステム更改を本当にやるんですか。これはもう完全に、隠蔽だとうふうに国民には映ると思いますけれども、それを延期する考えはないですか。

○岡本政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま財務省のシステムの更新のお尋ねであつたかと存じます。

先生御指摘のとおり、ことしの六月に向けてシス

テムの更新を進めているところでござりますが、その際には、旧システムから新システムに全てデータを移行いたします。その後、移行した後、旧システムの古い機器からデータを消去す

る。これは通常のシステムの更新のときと同じ扱い、一般的な作業であると考えております。そ

のようなことで、現システムにあるデータは基本

的に全て新システムに移行するということでおさ

います。

○高井委員 システムにあるデータはそうなん

ですが、もう削除したとされる、しかしそのハード

ディスク、磁気ディスクの中に残っているものを

移管するとは思えないのですが、本件に移行したら、なくなってしまうんですよ。です

から、その前にしつかりこれを、今から御質問申

上では削除してしまった。しかし、これだけの、まさに国民の大関心事になつてゐる段階においては、この文書管理規則に言う重要な実績が記録された文書に当たるのは誰が見ても明らかじゃないですか。しかし、もう紙の文書はなくなつてしまつたからどうしようもないんですというのが今までの佐川理財局長の答弁ですが、しかし、電子データとして復元すればあるんですよ。間違いなく復元できますよ。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

委員が冒頭御質問されました、三宅委員長代理がおっしゃつてある、会計検査院に出す計算書、証拠書類が、保存すべき五年間とかおっしゃつてますか。

○高井委員 これは、大臣、さつきの答弁ではちょっと曖昧だったんですけど、運営会社はできないけれども、およそいろいろな人に聞いてみると、官房長の方から答弁しているとおりであります。重要な実績が記録された文書、十年間保存しなければいけないと考えますが、いかがですか。

○高井委員 これは、大臣、さつきの答弁ではちょっと曖昧だったんですけど、運営会社はできないけれども、およそいろいろな人に聞いてみると、官房長の方から答弁しているとおりであります。重要な実績が記録された文書、十年間保存しなければいけないと考えますが、いかがですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

委員が冒頭御質問されました、三宅委員長代理がおっしゃつてある、会計検査院に出す計算書、証拠書類が、保存すべき五年間とかおっしゃつてますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

三宅委員長代理の話を申し上げると、予算、決算に関する事項というのがありますけれども、私ども、ここに、それぞれ、各項目、国有財産もそうです。予算、決算もそうなんですね。まず、三宅委員長代理の電話を申し上げると、予算、決算の三宅さんという方がおっしゃつてある歳入歳出の決算報告の中の話で、会計検査院に提出または送付した計算書、証拠書類こうおっしゃつては、これはなぜかというと、公文書管理法です。私は思うんですね。

それはなぜかというと、公文書管理法です。私は山本大臣も法制局長官も大臣が決めるんだと言つて逃げおられるわけですが、大臣はいかがですか。

会の記録は該当しないというのではまず、そもそもでございます。

それから、今、最後の方でおっしゃられました国有財産の重要な経緯というようなお話をございましたけれども、これも同じところに書いてございました、国有財産の売り払い決議書等の決裁文書に係るものは三十年貸し付け云々のところは十一年、今委員が御指摘のところの、「国有財産の管理及び処分に関する決裁文書又は管理及び処分に關する重要な実績が記録された文書」と書いてござりますが、ここに書いてありますように、行政財産等の管理状況の監査報告とか向こうからの要望書とか、そういうものについては行政文書に該当しますが、面会の記録につきましては、この重要な経緯に該当しないということでございます。

○高井委員 局長、もう一度聞きますけれども、これだけ国民の皆さんのが関心のあるこの文書、もう破棄して、ないものはしようがないけれども、文書じやないとおつしやるんですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

復元されるのであれば、重要文書に当たりませんか。それでも、もしあつたとしても、これは重要な文書じやないとおつしやるんですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

私も、済みません、何度もお答え申し上げておりますけれども、面会の記録等につきましては、一つの事案が終わるまでそういうやりとりをいたしました。したがつて、そこまではもちろん保存してございますけれども、今回みたく、一つの売買契約ができる、その契約の中に、今までの面会記録とかやりとりの全ての行政機構としての意思がそこに集約されておるということで、それが面会記録等につきましては決裁文書等に全て集約されているということで、事案終了で処分ということだと考えてござい

日々業務を行うに当たつてそういうルールを定めているわけです。しかし、これだけの話になつて、これが今復元できるとなつたら、それは国民党誰に聞いたって、これは重要な文書で、残してほしいうことになると思いますよ。もうこれ以上やりとりしても、私は、フィンテックの企業の皆さんから聞いてほしい質問をたくさん言われてるので、もうここでやめます。

しかし、これは本当に重要な視点であつて、あと、くれぐれも申し上げますけれども、六月に本当にシステム更改しちゃつたら、本当になくなりますから、今ならまだいろいろな手を尽くせば復元できるんです。それを財務省も明確に否定できませんでした。否定できるわけないと私は思っていますから、これは引き続きまた私も取り上げますし、同僚議員にまた譲りたいというふうに思います。

それでは、前置きといふか、冒頭が長くなりましたが、それでは、前回の質疑に入ります。

○高井委員 流石に、ちょっと私が先を急ぎたいと思います。

ちよつと質問しにくい空気になつてしまつたんですけど、私は、このフィンテック法案は非常に大事で、ぜひいい形で成立してほしいと願つている一人であります。先般、二月二十二日のこの財務金融委員会で、このフィンテック事業法案ができました。したがつて、そこまではもちろん保存してございますけれども、今回みたく、一つの売買契約ができる、その契約の中に、今までの面会記録とかやりとりの全ての行政機構としての意

思がそこに集約されておるということで、それが面会記録等につきましては決裁文書等に全て集約されることは、そこは一年未満、そして時期を明確化する観点から事案終了までといふことでやつておりますので、そういう意味では、面会記録等につきましては決裁文書等に全て集約されているということで、そこは一年未満といふことで、事案終了で処分ということだと考えてござい

芬テック協会それから一般社団法人金融革新同友会FINOLABにおきまして、金融庁との座談会、ミートアップFSAということで開催をさせていただき、率直な意見交換をさせていただきました。

この座談会には、約七十社の芬テックベンチャーの皆様方などが参加をされ、私どもの方から、芬テックサポートデスクあるいは今回の法案の概要など、芬テックに係ります金融の取り組みを説明させていただき、活発な意見交換をさせていただきました。

今回の法制の整備に当たりましては、これらの意見交換を通じて、芬テック事業者の実情を把握しながら制度設計を進めさせていただいたつもりでございます。

○高井委員 済みません、ちょっと私が先を急ぎ過ぎました。

先ほどの森友学園の件、私がお願いいたしました、まずは削除した日付、これはログが必ず残つていますから、ある程度時間と専門家を入れれば必ずわかります。その日付。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

芬テック企業の方々とは、連日、本法案の内容を含め、緊密に意見交換を重ねてまいりました。実際、これまで芬テックについて、小規模の事業者の方々も含めて、私どもの担当官は数百人以上の方と面会をさせていただいておりま

策定あるいは実際の運用に当たつて、芬テック事業者からの意見を取り入れていく、そういう考えはありますか。

○池田政府参考人 御指摘の政府令につきましては、芬テック企業の皆様方が非常に高い関心を寄せておられるることは、私どももよく存じ上げているところでございます。

引き続き、さまざまな機会を通じて意見交換を重ねさせていただいて、実情をよく踏まえた対応に努めてまいりたいというふうに考えております。そこで、芬テック事業者を通じて意見交換を進めていくといふふうに理解をしていますが、それで間違いないでしょうか。

○高井委員 それでは、大臣にお聞きしたいと思いますが、今回の法改正の趣旨なんですかね。

○麻生国務大臣 簡単に、時間がないようなので間違いないです。

○高井委員 そう答弁していただければ結構でございます。

オーブンイノベーションの促進なわけです。しかし、具体的に法案を見ると、少し、疑惑が幾つかあります。まず、オーブンイノベーションの促進という割には、対象事業者の範囲がちよつと広過ぎるんじゃないかなと感じます。APIを活用する事業者以外にも、例えばすぐれども、既存のペイジー接続による収納事業者であつたりとか、エレクトリックコマースでのインターネット振り込み、こういったものも対象になるようになつたのですが、これでどうなるんでしょうか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

今回の法案におきましては、預金者からの委託を受け金融機関に対する決済指図の伝達等を行なう者を電子決済等代行業者としているわけですが、これが、これは、その業務が適切に遂行されない場合に、不正決済ですか、あるいは誤った決

済等のリスクがあることから、利用者の保護あるいは決済の安定性といった観点で規制の対象としていただいているものでございます。

そうした中で、ただいま御指摘のありました、例えばインターネットショッピングで銀行口座から即時に引き落としを行なう業者、こうした者が登場しているわけですが、こうしたサービスにつきましては、支払い先や支払いがなされる時期が限定されておらず不正アクセス等によるリスクは相対的に高いということ、また、即時に引き落としがなされることから被害の回復が必ずしも容易ではないという面があると考えております。

また、ペイジーを用いた決済サービスの中に、銀行のインターネットバンキングに画面を遷移させる方式で銀行に支払い先や支払い額の決済の内容に係る情報も伝達する者も存在していると認識しております。そうした形のサービスでござりますと、実質上、決済指図そのものを伝達している場合と同様、不正決済あるいは誤った決済等のリスクというものが存在し、こうしたリスクについても適切に評価する必要があると考えているところでございます。

いざれにしましても、私ども、サービスの実態等を十分に把握しながら、同時に利用者保護が適切に図られていくよう、今後、内閣府令の整備及びその適切な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○高井委員 それでは、登録しておられる事業者はどのくらいですか。そのうち、このAP-Iによるインベーションの効果を享受できる事業者の割合というのはどのくらいだと想定していますか。

○池田政府参考人 電子決済等代行業者は、現時点で当局の監督対象ではありませんので、その数を必ずしも正確に把握しているわけではございませんが、現在、把握している限りで申しますと、全体で数十社が電子決済等代行業に該当し得るサービスを提供しているというふうに私ども認識をしているところでございます。

今回の法律案では、利用者保護の観点から、電子決済等代行業者が銀行と接続する場合には、銀行と契約を締結するということを求めておりますが、接続の方法についてはオープンAPI以外の方法によることも認めているところでございます。また、各事業者の情報セキュリティの対策状況等について、現状、その詳細を全て把握しているものではない。

そうしたことでも、実際にオープンAPIによりサービスを提供する業者の数を現時点において具体的に申し上げるのは直面困難というところがございますが、本法案によつてできるだけ多くのフィンテック企業のイノベーションの推進が図られることが期待されるところであります。また、私も努力を積み重ねてまいりたいというふうに考えております。

○高井委員 それでは、金融審議会の金融制度ワーキング・グループの報告においてこういう記述がござります。セキュリティ上のリスクが相対的に少ないと見込まれることから、口座振替契約に基づき定期的に特定の口座のみに振替を行つて登録対象としない方向で整理されることが検討されるべきと。

これはそのとおりだと思うんですが、今申し上げた、口座振替で毎月落とされていくというような、その適切な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○高井委員 それでは、登録しておられる事業者はどのくらいですか。そのうち、このAP-Iによるインベーションの効果を享受できる事業者の割合というのはどのくらいだと想定していますか。

○越智副大臣 電子決済等代行業者の登録の対象に関してでございますけれども、今委員も御指摘ございました部分で、ます、家賃や公共料金の支払いなど、特定の者に対する定期的な支払いを目的として行う決済指図伝達サービスのほか、国や地方公共団体への支払いを目的として行われるな

り、利用者保護の観点から必ずしも規制の対象とする必要がないと認められるものについては、内閣府令において適用除外することとしております。

この府令の検討に当たつてというところですけれども、引き続き、さまざまな機会を通じて事業者等と意見交換、ヒアリングを重ねていただきたい、実情をよく踏まえた上で対応していくことに努めていきたいというふうに考えております。

ただ、一方で、不正決済や誤決済等のリスクがあるものに関しては適切に対応を行なう必要があります。そこで御理解いただきたいというふうに思いますが、本法案によつてできるだけ多くのフィンテック企業のイノベーションの推進が図られることが期待されるところであります。また、私も努力を積み重ねてまいりたいというふうに考えております。

○高井委員 それでは、金融審議会の金融制度ワーキング・グループの報告においてこういう記述がござります。セキュリティ上のリスクが相対的に少ないと見込まれることから、口座振替契約に基づき定期的に特定の口座のみに振替を行つて登録対象としない方向で整理されることが検討されるべきと。

これはそのとおりだと思うんですが、今申し上げた、金融機関が、かわつて入力するようになります。金融機関が、かわつて入力するようになります。セキュリティ上のリスクが相対的に少ないと見込まれることから、口座振替契約に基づき定期的に特定の口座のみに振替を行つて登録対象としない方向で整理されることが検討されるべきと。

○池田政府参考人 まず、電子決済等代行業者の登録の要件とか監督というのほどのようなものを想定しているんでしようか。また、あわせて伺いますが、詳細は内閣府令でつくることになりますけれども、そのスケジュールはどのように思ひますか。

○高井委員 それでは、この電子決済等代行業の代理の意味は何でしようか。そのメルクマールみたいなものはありますか。加えて、入力補助といふうに思ひますか。あと、内閣府令でつくることになりますけれども、そのスケジュールはどのように思ひますか。

○池田政府参考人 まず、電子決済等代行業の登録の要件でございますが、一つに、業務を適正、確実に遂行するために必要な財産的基礎を有していること。これは詳細は内閣府令で規定していくことになりますが、現時点で申し上げますと、純資産がマイナスないことといったようなことを規定することを検討しております。それから、第二に、業務を適正、確実に遂行するためには、体制の整備が行われていること。三番目に、過去に銀行法等の罰金を科され、あるいは登録を取り消されてから一定の期間が経過していない者など、いわゆる不適格者ではないこと等の要件を定めさせていただいているところでございます。

また、電子決済等代行業者に対します監督につきましては、電子決済等代行業者に帳簿書類の作成保存義務、事業報告書の作成提出義務を課すとともに、電子決済等代行業者に対する当局の報告請求、立入検査、そして、特段の問題があつた場合には業務改善命令等の行政処分の権限を規定させていただいているところでございます。

今回の法制の整備に当たりましては、先ほども申し上げましたが、フィンテック企業の皆さんとも意見を重ね、その意見を踏まえて制度設計をさ

せていただいたつもりでございます。

関係政府令等の今後の整備のスケジュールにつきましては、今回の法律は、電子決済等代行業者の方あるいは金融機関の方などの準備期間を確保するため、施行日は公布後一年以内の政令で定める日とさせていただいております。したがいまして、関係政府令については、それまでの間にパブリックコメント手続等を経て策定することになると考えております。その過程におきましては、フィンテック事業等の皆さんとも引き続き意見交換を重ね、対応してまいりたいというふうに考えております。

○高井委員 やはり、事業者さん、特にベンチャーエネルギー企業の皆さんには、過度な規制にならないかというのを大変心配していますので、政府令をつくるときには本当によく意見交換していただきたいと思います。それは、今度は金融機関のことを伺いますが、金融機関がAPIを開拓する努力義務がかかつているわけですが、努力義務といふのはどの程度の内容なんでしょうか。そして、どの程度の金融機関がこの努力義務の対象になるのか。何か具体的な目標値などはあるんでしょうか。

○越智副大臣 金融機関のAPI開拓に関する努力義務についてでありますけれども、まず、オープンAPIの推進につきましては、本法案によりまして法規の整備を行った上で、関係者おのおのが適切に取り組みを進め、全体として積極的に展開されることを期待しているものであります。そういう中で、APIの努力義務につきましては、法律の附則の中に規定されておりまして、ここで体制整備をするようにというふうにしているところでございます。

このオープンAPIへの対応につきましては、金融機関等の民間事業者によつて行われるものでありますから、基本的に経営判断だということでござりますので、具体的なKPIとか目標設定にないものであるかということについては、これは慎重に考える必要があるというふうに思つてお

ります。

ただ、いざれにしましても、オープンAPIは金融機関にも大きなメリットがあるものだというふうに考えておりまして、特にインターネットバンキングを実施している全ての金融機関に対しても、このオープンAPIの導入を働きかけていきます。

○高井委員 働きかけるというのはなかなか微妙な言葉で、やはり金融機関がオープンAPIをやつてくれないとフィンテックは進まないし、この法律自体も意味がなくなりますから、それはもうしっかりと働きかけていただきたいと思います

が。それでは、副大臣、これも通告していますのでお聞きしますが、API接続の基準、これは公表することになつてゐる、それから、不合理に接続を拒否できないというふうになつていて、では、その不合理かどうかというの、これは一体、誰がどうやって判断するんでしょうか。

金融機関側に全部委ねられているのであれば、本当に金融機関がそれをやつてくれるのか、開放してくれるのかということになりますし、金融機関に対して、開放が進まない場合、具体的にどのような指導監督というのをしていくんでしょうか。

○越智副大臣 API接続の基準でありますけれども、枠組みは法律また府令によりまして決まります。つまりますが、具体的なところにつきましては

金融機関が策定するものであります。

本法案では、利用者保護等の観点から、金融機関とフィンテック企業とのオープンAPIによる接続を推進していくことについてありますので、そうした趣旨に鑑みれば、金融機関が過度に厳格あるいは恣意的な基準を策定することは適当でないというふうに考えております。

加えまして、委員御指摘のあつたところですが

ならないといふことも規定をされてゐるところでございます。

金融庁としては、基準の策定の状況などについて注視していくこととともに、本法制の趣旨について金融機関の理解が十分に得られるよう対話を深めてまいりたいというふうに考えております。

○高井委員 ここも非常に重要な肝だと思いますので、あえて副大臣に御答弁いただきたいと思います。これはぜひ先頭に立つて頑張っていただきたいと思います。

それでは次に、もう一つ大きな論点ですが、銀行代理業と電子決済代行業、これが二重規制になります。おそれがあるんじゃないかということを心配しています。これはぜひ回避すべきだと思います。

そのためには、銀行代理業のガイドラインなどが、そのためには、銀行代理業のガイドラインというのがどういうものになるかに大きくかかわってまいります。銀行代理業のガイドラインも、今回、この法律とセットで、同じスケジュールで変えていかないと、二重規制の問題が解消しないと思ふんですが、いかがですか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

銀行代理業に係りますルールと電子決済代行業に係りますルールは、それぞれ目的を異にしているところがございますので、二重規制という御指摘は必ずしも当たらないかとは考えておりますが、しかしながら、銀行代理業規制の適用関係がどうなるかということは関係者の方々に大変大きい影響をもたらすものであるということは、私も十分認識をしているところでございます。

ういつた電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるとき、その必要の限度において、電子決済等代行業者と電子決済等代行業の業務に関して取引する者、あるいは電子決済等代行業の業務に関する取引する者、あるいは電子決済等代行業者から電子決済等代行業の業務の委託を受けた者に対する報告徴求や立入検査等を実施することができます。このうえで、銀行代理業に該当すると考えられてきたという指摘がござります。

この点、具体的な事案におきまして、報告徴求、立入検査の対象にするかどうかは、当該事案の個別具体的な事情を勘案した上で判断することになります。

したがいまして、ガイドライン等によって報告

も、契約の条件の確定あるいは締結の対価とは異なるといふような事例も存在していると考えられます。

したがいまして、御指摘のように、今後、この改正法に伴う政府令等の整備を行いますとのと合わせまして、業者が銀行から受領する経済的対価が契約の条件の確定または締結の対価であるか否かについて、その実質に着目して判断されるよう、ガイドライン等で必要な明確化を行う方向で検討をしていきたいというふうに考えております。

○高井委員 もう時間がなくなつてきましたので、少し速く行きますが。

報告徴収とか立入検査などの運用面でも、冒頭、大臣がイノベーション促進がこの法の趣旨だとおっしゃいましたけれども、やはり、このイノベーションを阻害しないよう留意すべきではないでしようか。具体的な対象者は一体だれなのか、委託先も含まれるのか、そして必要最小限の範囲となるようガイドラインなどで明確化すべきと考えますが、いかがですか。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

まず、具体的な対象者についての法案のたてつけでございますけれども、まず、電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、電子決済等代行業者に対し報告徴求、立入検査を実施することができる

徴求、立入検査等の基準を一律にお示しすることは困難ではございますけれども、いずれにしましても、報告徴求、立入検査等の運用におきましては、利用者保護を図りつつ、電子決済等代行業者の自由な活動を基本的には尊重し、イノベーションを阻害しないよう留意してまいりたいというふうに考えております。

○高井委員 それでは、少し話が変わりますが、仮想通貨というとちょっと違うかもしませんが、第三者型の前払い式というのと自家型の前払い式という手段があります。これが、日本は自家型の前払い式、ポケモンGOのポケコインなんかがこれに該当するということで、多くの供託金を払っている、LINEも、去年の五月、百二十五億払っているという記事が出ておりますが、諸外国でこんなような規制をしている例はあるのでしょうか。また、そのときの供託金の割合というのほどのくらいなんでしょうか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。諸外国における自家型前払い式支払い手段の規制の状況については、利用者保護の確保等の観点を踏まえ、各國におけるサービスの普及実態や規制の趣旨、体系に応じた内容についているところを踏まえ、お尋ねの点につきましては、先生の方から例えばOECD加盟国などについて調査できなかという宿題をいただいておりまして、私ども、現在調査中ですが、まだ十分な回答が得られていない状況にあります。現時点で把握している限りでは、例えばEUにおいて、現状では、利用者保護で具体的にどんな問題がでているのか。二つ目に、本法案では電子決済等代行業は登録制とされておりますが、EU指令では、第三者型の電子マネーについては未使用残高に係る資産保全義務が規定されておりますが、自家型の電子マネーについては規制の対象外になつてあるというふうに承知をしているところでございます。

○高井委員 最後に、副大臣、我が国だけやるのは、国際競争上、問題じゃないですか。○越智副大臣 諸外国における自家型前払い式

支払い手段の規制の状況につきましては、利用者保護の確保などの観点を踏まえて、各國におけるサービスの普及実態や規制の趣旨、体系に応じた一方で、我が国においては、自家型前払い式支払い手段についても、利用者が発行者に対しても信

用供与しているにもかかわらず、発行者の破綻によりまして決済に利用できないこととなれば利用者が不利益をこうむることから、第三者型前払い式支払い手段と同様に、その発行者に対して、未使用残高の半額の発行保証金の供託等を行わせるここととしておるところであります。実際に、自家型前払い式支払い手段の発行者が破綻をして、供託された発行保証金から選付が行われた事例もそれなりに件数が存在しております。

こうしたことも踏まえまして、現時点においては、自家型前払い式支払い手段に係る供託等の規制自体を見直すことについては慎重な対応が必要だというふうに金融庁としては考えているところでございます。

○高井委員 時間が来ましたので、終わります。○御法川委員長 次に、宮本徹君。

○宮本(徹)委員 日本共産党の宮本徹です。

質問します。
我が党も、本法案は賛成であります。

初めて、法案にかかわって、基本的な点を三点伺います。

一つは、フィンテック企業の電子決済等代行について、現状では、利用者保護で具体的にどんな問題がでているのか。二つ目に、本法案では電子決済等代行業は登録制とされておりますが、EUではよりハーネルの高い免許制も適用されております。なぜ登録制に落ちていたのか。三つ目に、どのレベルでの事業者規制が必要かというのは、まず登録制が始まることにして、今後、法の運用をしながら、実態に即してさらなる検討が必要ではないかと思います。三点、お願ひします。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

まず、第一点につきましては、少なくとも我が国におきましては、これまでのところ、大きな問題が顕在化した事例ということは承知をしておりません。他方、海外では、例えば米国で、大手銀行が、顧客情報の保護を理由に、顧客のパスワードを使用する業者のアクセスを一時的に遮断する

というトラブル事例があつたというようなことは承知しております。そういうことで、我が国では、これまでのところ、幸い、大きな問題は顕在化していないわけですが、同時に、電子決済等代行業に該当するサード前払い式支払い手段の発行者が破綻をして、供託された発行保証金から選付が行われた事例もそうなりに件数が存在しております。

こうしたことも踏まえまして、現時点においては、自家型前払い式支払い手段に係る供託等の規制自体を見直すことについては慎重な対応が必要だというふうに金融庁としては考えているところでございます。

○宮本(徹)委員 時間が来ましたので、終わります。

○御法川委員長 次に、宮本徹君。

○宮本(徹)委員 日本共産党の宮本徹です。

質問します。

最初に、法案にかかわって、基本的な点を三点伺います。

一つは、フィンテック企業の電子決済等代行について、現状では、利用者保護で具体的にどんな問題がでているのか。二つ目に、本法案では電子決済等代行業は登録制とされておりますが、EUではよりハーネルの高い免許制も適用されております。なぜ登録制に落ちていたのか。三つ目に、どのレベルでの事業者規制が必要かというのは、まず登録制が始まることにして、今後、法の運用をしながら、実態に即してさらなる検討が必要ではないかと思います。三点、お願ひします。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

図つていきたいと考えておりますが、フィンテックは今後もさまざまな発展を遂げていくことが想定されるところでございまして、金融庁としましては、その動向を十分注視し、必要があれば適切に対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○宮本(徹)委員 法の運用の実態がどうなるかといたぐりで、いろいろな問題が出てきたら、その段階でまた必要な規制をしつかりとつていただきたいというふうに思います。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

全国銀行協会の公表によりますと、インターネットバンキングによる不正支払い事件というのがかなり起きているわけですが、ますます件数の推移、あと被害金額、これを教えていただけるでしょうか。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。

全国銀行協会の公表によりますと、インターネットバンキングによる不正支払いの被害件数を平成二十三年度から順次申し上げますと、平成二十三年度百六件、二十四年度百六件、同じくです。平成二十五年度は、大きく伸びまして千七十一件、平成二十六年度千二百五十五件、平成二十七年度千二百八十三件、平成二十八年度は、速報件数でございますけれども、五百六十九件となりております。

平成二十五年度に大きく増加した後に、平成二十七年度まではほぼ横ばいで推移し、平成二十八年度は前年度比で減少している状況にございました。

平成二十九年度に大きく増加した後で、平成三十一年度まではほぼ横ばいで推移し、平成三十二年度は前年度比で減少している状況にございました。

○宮本(徹)委員 二〇一三年度に急激に拡大しました。

ただ、御指摘ありましたように、二番目の点でございますけれども、私どもとして、まずはこの

度は若干下がったわけですが、かなり高まりしているところでございます。

うした法的整備を通じて利用者保護の確保を

図つていきたいと考えておりますが、フィンテックは今後もさまざまな発展を遂げていくことが想定されるところでございまして、金融庁としましては、その動向を十分注視し、必要があれば適切に対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

近年急拡大した原因と、犯罪の主な手口といふのはどういうものなんでしょうか。

○遠藤政府参考人 お答え申し上げます。まず、犯罪の主な手口から御説明させていただきたいと思います。

インターネットバンキングの不正送金の主な犯罪手口といたしましては、特定ホームページの閲覧を通じて利用者のパソコンをウイルス感染させた上で、ユーチャーIDとかパスワードなどを盗み取り、犯罪集団が利用者に成り済まして不正送金する手口、犯罪集団が利用者のパソコンを乗っ取り、遠隔操作で不正送金する手口、あるいは、ウイルスがあらかじめ送金依頼データをセットし、自動的に不正送金する手口などが存在すると承知しております。

また、ウイルス以外の手口といたしましては、

フィッシングサイトを利用者を誘導してユーチャーIDやパスワードなどを盗み取り、犯罪集団が利用者に成り済まして不正送金する手口も存在するとの承知しております。

近年、被害件数が、特に平成二十五年度に急拡大している原因でございますけれども、専門家等によつて指摘されている理由については幾つかござります。

一つは、ウイルスやフィッシングサイトを作成するツールがインターネット上に安価で出回るようになつたこと。一つは、海外の犯罪集団に日本語が比較的堪能な協力者が加わることによって、日本語のにせのホームページを作成することができるようになり、日本も犯罪対象にされてきたことなどが要因ではないかといふうに考えられます。

また、従前は被害者の中心が個人でございましてけれども、法人にもこの被害が拡大していることなども要因の一つではないかといふうに考えられます。

○宮本(徹)委員 今回の法案というのは、こういふ事件への対応は何らか抑止できるような力になるんですか。

○池田政府参考人 今回の法案は、現行の電子決済等代行業者の多くが利用者から銀行口座のパスワード等を取得し、利用者に成りかわって銀行のシステムにアクセスすることによりサービスを提供しているため、仮にこれらの情報が漏えいした場合に、利用者が不利益をこうむるおそれがあることなどを踏まえて法制の整備を図つてゐるものでござります。

この法律案は、インターネットバンキングを利用した不正支払いの抑止自体を直接の目的とするものではございませんけれども、電子決済等代行業者に対しても顧客情報をより適正に管理することを求めておりますので、顧客情報の悪用等による不正支払いの未然防止にも資するものであるというふうに考えてはおります。

○宮本(徹)委員 中国ではフィンテックが物すごく勢いで拡大しているようで、雑誌で見ました

ら、ネット人口は七億人を超えて九割以上がモバイルを使つていて、スマホ決済もばんばんやられています。驚いたのは、こどしのお正月に四百六十億件ものお年玉がスマホ決済で送られていると

いう話でした。銀行に行かなくても送金ができる

いうのは非常に便利なわけですけれども、安全性

という点では疑問もつくわけですね。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

中国では、スマホ決済を利用した犯罪や不正送金というのはどういう状況なんでしょうか。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

中国におけるスマートフォン決済に係る犯罪等の実態について、その詳細を具体的に把握して

いるものではありませんけれども、中国においてはございませんけれども、中国における

詐欺被害等への注意をより強く呼びかける等、

リーフレットの作成、政府広報等、そうしたもの

の実施に一層の工夫をしていくことが求められようかと考えております。

今後、調査結果を踏まえまして必要な監視シス

テムや手法の構築に努めまして、必要に応じて今

後の監視委員会の活動方針などに盛り込んでいく

など、適切な対応を行つてまいりたいと考えております。

○宮本(徹)委員 方針に盛り込むと同時に、調査

結果についても国民に対してぜひ公表していただ

きたいというふうに思います。それでこそ国民の側も安心、安定ということになつていくと思いま

すので、お願ひしたいと思います。

○宮本(徹)委員 不正が中国でも起きているといふことであります。

日本でも、フィンテックはさらにぐるぐると普及し

ていくということを考えたら、いろいろなことが想定されるわけですけれども、きょうは全銀協がつくつてある振り込め詐欺の警戒を呼びかけるチラシをお配りしましたが、振り込め詐欺にスマホ決済も利用されるのではないかという懸念もあるのではないかと思います。

今は、これに出ているように、携帯電話で高齢者に指示してATMに振り込ませるということになると、なるわけですけれども、仮にスマホ決済が普及すれば、ATMに行かなくても、家でスマホを使つて送金させられる、こういうおそれがあるわけですよね。そうすると、今、ATMの前で声をかけて止めようというのもできなくなるわけですよね。

フィンテックの普及によってふえそうな犯罪の抑止について、どのような対策を考えているのか、お答えいただきたいと思います。

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の問題は、必ずしも電子決済等代行業者の問題ではなく、インターネットバンキング全般にかかる問題であろうかとは考えますが、スマホ決済等の利用が広がつてい之中で、そうした動

きに乗じた不正送金等の問題についてもきちんと考慮していくべきことは御指摘のとおりかと思います。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

証券監視委におきましては、市場の公正性、透明性確保の観点から、フィンテック等のIT技術の進展等に伴いまして生じます新たな取引形態

商品などに着目いたしまして、現在の監視システムや手法で十分な監視が行えるか、また、そのためのどのようなシステムを構築すべきかといった

ことにつきまして、外部の市場関係者等から情報収集を行ななど、検討を進めているところでございます。

金融庁におきましては、これまで関係省庁あ

るいは関係団体と連携して振り込め詐欺被害等の未然防止に向けた取り組みを行つてきたところでございますが、こういう状況を踏まえ、振り込め詐欺被害等への注意をより強く呼びかける等、

リーフレットの作成、政府広報等、そうしたもの

の実施に一層の工夫をしていくことが求められようかと考えております。

今後、調査結果を踏まえまして必要な監視シス

テムや手法の構築に努めまして、必要に応じて今

後の監視委員会の活動方針などに盛り込んでいく

など、適切な対応を行つてまいりたいと考えております。

○宮本(徹)委員 方針に盛り込むと同時に、調査

結果についても国民に対してぜひ公表していただ

きたいというふうに思います。それでこそ国民の側も安心、安定ということになつていくと思いま

すので、お願ひしたいと思います。

○宮本(徹)委員 不正が中国でも起きているといふことであります。

日本でも、フィンテックはさらにぐるぐると普及し

術的に対応できるようないかといふことがないのかといふことも含めて検討していく必要があるんじやないか

といふうに思いますので、その点の検討もお願ひしたいと思います。

それから、きょうは、証券等監視委員会にも来ていただきました。

最新の報告書を見ますと、「(A-I)による投資アドバイスや資産運用、プログラムによる高速取引等、FinTechの進展に伴う最先端の金融技術・手法の動向について、証券監視委内横断的

に外部の市場関係者等から情報収集を行い、証券市場や市場仲介者等への潜在的な影響等について調査を行つている」という記載がありましたけれども、この調査の着眼点等についてうか。結果はまとまつたら国民に対して公表されてしまうのではないかと思います。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

証券監視委におきましては、市場の公正性、透明性確保の観点から、フィンテック等のIT技術の進展等に伴いまして生じます新たな取引形態

商品などに着目いたしまして、現在の監視システムや手法で十分な監視が行えるか、また、そのためのどのようなシステムを構築すべきかといった

ことにつきまして、外部の市場関係者等から情報収集を行ななど、検討を進めているところでございます。

今後、調査結果を踏まえまして必要な監視シス

テムや手法の構築に努めまして、必要に応じて今

後の監視委員会の活動方針などに盛り込んでいく

など、適切な対応を行つてまいりたいと考えております。

○宮本(徹)委員 方針に盛り込むと同時に、調査

結果についても国民に対してぜひ公表していただ

きたいというふうに思います。それでこそ国民の側も安心、安定ということになつていくと思いま

すので、お願ひしたいと思います。

○宮本(徹)委員 方針に盛り込むと同時に、調査

結果についても国民に対してぜひ公表していただ

きたいというふうに思います。それでこそ国民の側も安心、安定ということになつていくと思いま

すので、お願ひしたいと思います。

○宮本(徹)委員 方針に盛り込むと同時に、調査

結果についても国民に対してぜひ公表していただ

きたいというふうに思います。それでこそ国民の側も安心、安定ということになつていくと思いま

すので、お願ひしたいと思います。

まず初めにお伺いしたいのは、この間、金融機関の収益の源泉である預貸金の金利の利ざやが縮小しているわけですけれども、これは異次元金融緩和導入前と現時点では具体的にどうなっているでしよう。

〔委員長退席 藤丸委員長代理着席〕

○宮野谷参考人 お答え申し上げます。

金融機関の預貸し金利ざやは趨勢的に低下しております。

具体的に申し上げますと、量的・質的金融緩和導入前の大手行では、二〇一二年度の預貸し金利ざやは一・一七%でございましたが、二〇一六年度の上期は〇・八八%となつております。また、地域銀行の二〇一二年度の預貸し金利ざやは一・五六%でありましたが、二〇一六年度上期は一・二二%となつておりますと、いずれも低下しております。

○宮本(徹)委員 この利ざや縮小について、こと四月のIMFのレポートも分析しております。こう言っています。「長短金利の差は平坦化しています。一般的にいつて」、「銀行にとってそれは収入が減ることを意味します。また、銀行が預金利をマイナスに引き下げるのは通常難しいことなので、金利低トは利ザヤを縮小させがちです。そして人口の高齢化と成長が減速したままであれば家計からの需要が減退しやすいため、融資量の増加による低利ザヤを補うことができなくなります。」こうした上で、「対照的に」銀行の「手数料ベースの売買サービスが増加する」というふうに書いております。

日本銀行にお伺いしますが、日本のメガバンクといふのは、手数料収益の増大の傾向といふのはどう出ているんでしょうか。

○宮野谷参考人 お答え申し上げます。

日本の大手行の手数料収益の推移を見ますと、基調的には、海外のシンシケートローンの関連手数料などを中心に緩やかに増加傾向にあると認識しております。

○宮本(徹)委員 緩やかに増加傾向とありますけ

れども、例えば、住友三井トラストのホームページを見ましたら、手数料ビジネスの拡大というのをどんと書いてあるわけですよ。こう銘打つて、この間、手数料収益比率は五〇%を超えておりまして、手数料ビジネスからの収益は二七%を増加、手数料収益比率は五〇%を超えてのことと言つて、そこに走つてゐるわけですね。

もう一点お伺いしますが、近年、日本のメガバンクは、海外向け与信を増加させて国内減少分をカバーしている傾向というのは見られるんでしようか。

○宮野谷参考人 お答え申し上げます。

日本の大手行につきましては、海外向け貸し出しの伸びが国内向け貸し出しの伸びを上回っております。ただ、国内向け貸し出しも伸びてはおります。

具体的に申し上げますと、大手行の海外向け貸し出しは、前年に対してプラス一割程度の高目の伸びを続けており、大手行の国内向け貸し出しにつきましては、伸びてはおりますけれども、その伸びは前年比一から二%程度の伸びとなりております。

○宮本(徹)委員 つまり、今、低金利政策のもとで、手数料ビジネス、そして海外での貸し出し、

こういうことになつてゐるわけですね。そういうのが広がつていてるわけです。

○宮野谷参考人 お答え申し上げます。

地域銀行における中小企業向け貸出残高を見ますと、量的・質的金融緩和導入前の二〇一二年十

二月末は八十八・七兆円でございましたが、二〇

一六年十二月末は百二・二兆円となつております。

一方、資本規模の小さい地方銀行は、低金利政

策で經營体力を奪われております。

地方銀行の資産構成の変化がどうなつているの

か、地方銀行の資産の有価証券の種類別の内訳、

異次元金融緩和の導入前と現在を比較したらどう

なつたのか、報告していただけるでしようか。

○宮野谷参考人 お答え申し上げます。

地域銀行と第二地方銀行における有価証券保有

残高を見ますと、国債につきましては、量的・質

的金融緩和導入前の二〇一二年十二月末が四十

三・〇兆円でございましたが、これが二〇一六年十

二月末は三十二・二兆円となつております。

一方、外国証券につきましては、二〇一二年十

いしたいと思います。

○麻生國務大臣 足元で、アパートローンを含めまして不動産業向けの貸し付けというものの伸びの状況を見ますと、残高の伸び自体は、これまでの拡大局面と比較しての話ですけれども、必ずしも高くなつませんが、新規融資額は、二〇一六年におきましては、通期での比較においては過去最高ということになつております。ちなみに、

二月

末の四十六・六兆円まで、この間、八・九兆円の増加となつております。

○宮本(徹)委員 今お話をありましたように、国債は減つて、外國証券、その他有価証券がふえてるわけですよね。地方銀行が、より高い利回りを求めて、リスク性資産に資金をシフトしているというのは明らかだというふうに思います。

あと、もう一点、地方銀行の企業向け貸出金について、規模別では中小企業向け、業種別では不動産業向け、これについて、異次元金融緩和導入前と現在、比較すればどうなるでしょうか。

○宮野谷参考人 お答え申し上げます。

地域銀行における中小企業向け貸出残高を見ますと、量的・質的金融緩和導入前の二〇一二年十一月末は八十八・七兆円でございましたが、二〇一六年十二月末は百二・二兆円となつております。

一方、資本規模の小さい地方銀行は、低金利政

策で經營体力を奪われております。

地方銀行の資産構成の変化がどうなつているの

か、地方銀行の資産の有価証券の種類別の内訳、

異次元金融緩和の導入前と現在を比較したらどう

なつたのか、報告していただけるでしようか。

○宮野谷参考人 お答え申し上げます。

地域銀行と第二地方銀行における有価証券保有

残高を見ますと、国債につきましては、量的・質

的金融緩和導入前の二〇一二年十二月末が四十

三・〇兆円でございましたが、これが二〇一六年十

二月末は三十二・二兆円となつております。

一方、外国証券につきましては、二〇一二年十

二月末は三十二・二兆円となつております。

アパートローンの実態をどう把握しておられる

のか、不良債権化するリスクというのはどう見て

いるのか、そしてどう対応されているのか、お伺

いします。

アパートローンの実態をどう把握しておられる

のか、不良債権化するリスクというのはどう見て

いるのか、そしてどう対応されているのか、お伺

いします。

アパートローンの実態をどう把握しておられる

のか、不良債権化するリスクというのはどう見て

いるのか、そしてどう対応されているのか、お伺

いします。

うものは低下するという面もあるわけなので、そういうたりスクについて、融資を審査する際に、じいちゃんとかばあちゃんにちゃんと教えてやらぬと、極めて難しい、不親切ということにもなりましようし、わかりやすく借り手に伝えているなどというのは、銀行の人たちは忙しかつたりなんかすると、それはよく読んでおけばわかりますなんていつたって、読むのに虫眼鏡がなきや読めぬようなおじいちゃん、おばあちゃんなどいうのはいつぱいいるわけですから、そういうものに対して、こういった貸出業務を運営するに当たっては、ちゃんと丁寧にやって、きちんとそういうたリスクの話をするような指導をしてやるべきということは、我々の方から申しているところであります。

○宮本(徹)委員 大まされたという話もこの手の問題ではたくさん聞くわけですので、しっかりと対策をお願いしたいと思います。

あと、きょうは国交省の藤井政務官にも来ていただきました。

住宅政策としても、今空き家がどんどんふえて

いる、そういう中で、相続税対策ですよというこ

とアパートをどんどん建てられているという状

況があつて、空き室の率もずっと高まっていると

いう報道もあるわけですが、今これは率直に言つて供給過剰になつてているんじやないかといふう

に思いますが、国交省は現状をどう認識されて、

どう対策を打とうとしているんでしょうか。

○藤井大臣政務官 宮本委員にお答えいたしま

す。

平成二十八年の貸し家の着工戸数は、四十一・

九万戸、前年比一〇・五%増と、平成二十年以来

の高い水準となつております。この増加の要因といたしましては、平成二十七年一月の相続税の課

税強化に伴います節税目的での建設や低金利継続

による影響といった見方がございます。

賃貸住宅につきましては、地域によっては空室

率の上昇や賃料の低下といった状況も見られるこ

とから、今後、こうした市場の動向等を注意深く

見守つてまいりたいと考えております。

○宮本(徹)委員 見守るだけじゃなくて、住宅政

策としてどうするのかというの、やはり検討が

必要だと思います。一方で空き家対策、空き家対

策と言つては、どんどん野方団にアパート

がふえて建つていくというのは、これでいいのか

というのをぜひ御検討いただきたいというふうに

思います。

いづれにしても、長期化している低金利政策

は、銀行の經營ももちろんそうですけれども、日

本社会全体にいろいろなひずみを広げてきている

というふうに思います。異次元の金融緩和路線は

改めるべきだというのを強く申し上げておきた

いというふうに思います。

次のテーマに移りますので、ここで、日銀、国

交省、それから証券取引監視委員会は御退席し

ていただき結構でございます。

続きまして、私も森友学園の問題についてお伺

いをしたいといふうに思います。

二〇一六年三月十五日に籠池氏が財務省に来て

理財局と面談した際の音声データ、録音、これが

今報道されております。私どものところにもある

といふことで公表しておりますけれども、籠池氏

がみずから録音したものといふことです。なぜ八

億二千万円もの値引きが行われたのか真相を明ら

かにしていく上で、極めて重要な交渉の録音記録

だといふうに思います。

この記録によりますと、理財局との面談の目的

について、籠池氏はこう言つてゐるんですね。今

回お邪魔した主たる目的といふのは何かといふ

と、財務省の近畿財務局の方が、殻とか有害物質

が入つてゐる土を、もうそのまま埋め戻してほし

い、運ばないで場内に埋め戻してほしいなんとい

うことが発生したと。これが三月十五日に籠池氏

が財務局までやつてきた目的だといふことをはつ

きりおっしゃつていて。つまり、二〇一五年九

月四日のあのペーパーです。財務省職員の指示

で埋め戻された廃材等ののみについて、どうして

くれるんだ、これで来たわけですよね。その中

で、籠池さんの奥さんからも、何でこんなので借

地料を払わなきゃいけないんだという話も出され

ているわけであります。

この問題については、今週二十五日に同僚の宮

本岳志議員が質問いたしました。この面談で財務

省職員の埋め戻し発言について籠池氏側からク

レームがあつたのではないかと聞いたところ、佐

川理財局長はこう答弁されました。本人の記憶で

は、新たに発見された埋設物への早急な対応につ

いてそこでやりとりしたといふことで、そのほか

につきましては、具体的な内容等については記憶

していないと。記憶していないということだった

わけですね。

今までは、田村室長の記憶がないといふことで

国会への説明というのは済ませてきたわけです

けれども、しかし、この記憶を補う記録といふの

が今や明るみに出でまいりました。もう個人の記

憶頗みではなく、真相究明できる段階に入つたん

だといふうに思います。

まず、佐川局長に確認したんですが、報道さ

れてる音声データが本物の記録かどうか、田村

室長や同席した職員なりに確認されましたか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

報道されていることにつきましては承知してございません。ただ、その音声の記録とされるものが実際どのようなものなのか私どもは承知していませんので、そういう音声の記録等につきまして、報道につきましてはコメントは差し控えさせていただきたいといふうに思います。

その上で、三月十五日の面談の御質問でござい

ますので、ここについてお答え申し上げますと、

私ども、籠池氏が昨年三月、財務省を訪問した際

の面談の内容につきましては、実際に面会をしま

した、この審理室長に聞いてござります。それ

で、先方より、これまでの経緯についての説明が

あり、その後、新たな埋設物が発見されたので至

急対応してもらいたい旨の要望がありまして、当

方からは、事実を踏まえ法令等に従つて対応す

る、引き続き、現地で近畿財務局が大阪航空局と

連携して対応する旨対応したといふうに聞いて

ござります。

それ以外に、先日も宮本先生の方からあります

たので、先方のこれまでの経緯についての説明の

中で、地下埋設物の撤去に係る有益費の関係など

につきましても先方は言及されたかもしれないけ

れども、大きな話として、新たな埋設物の話につ

いてそういうやりとりをしたということで、その

他についての詳細、具体的な内容については記憶

をしていないといふうな話でございました。

○宮本(徹)委員 コメントを差し控えたいとい

う話じゃないんですね。新たに音声データがこれ

だけ報道されているわけですよ。音声を聞かれま

したよね、報道ステーションだとかメディアで流

れた音声を、理財局長も、聞かれていないんです

か。

〔藤丸委員長代理退席、委員長着席〕

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

複数のメディアで報道されていることは承知してございますが、私もニュースで少し流れている

のは聞いてござりますけれども、音声も余りはつ

きりもしておりませんし、現実にそういう音声の

記録というものがどういうふうに録音されて、ど

ういうものなのかというのは私どもよくわかりま

せんので、各局が多分同じものを録音されている

ので、複数やつているだろうとおつしやいまして

も、それは同じものをやつているんでしようけれ

ども、どういうもののか承知してございません

ので、報道、音声そのものについてはコメントを

差し控えたいといふうに思います。

ただ、先生が先ほど御指摘になりました九月四

日の記録について、埋め戻しがあったのではないか

かというようなことを、今、宮本先生御指摘にな

りましたので、その点について御答弁させていた

だきましたと、その話につきましては、先般この委

員会でも委員長の方から御指揮いたしました

近畿財務局の職員に私は自分で確認をしてござ

いました。それで、産業廃棄物の場内処理を求めるよ

うな発言についての確認をしてようということで私

がしまして、近畿財務局の当事者に確認をして、そういう発言を行つたことはなかつたということです、この委員会でもお答えをさせていただいていいふることでござります。

○宮本(徹)委員 報道を理財局長は聞かれたといふことですよ。

田村室長の声もはつきり流れていただけですけれども、田村室長の声でしたよね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

本人がどうかは全く私はわかりません。

○宮本(徹)委員 驚きの答弁ですね。

それで、本人には、この報道が流れて以降、確認したんですか。田村室長や同席した職員の方々に、何人も同席されているようですが、報道があつた後、どうですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

三月十日ですか、その三月の半ばの籠池氏が財務省に訪問した際の面談の内容については、ここで何度も御答弁申し上げますが、私は審理室長で対応してもらいたいと、当方からは法令に従つて対応する、引き続き現地で近畿財務局と大阪航

空局と連携して対応する、こう対応したというふうに聞いていると、ここで何度も御答弁させていただいているところがござります。

○宮本(徹)委員 全く説明になつていないです。今までの確認は記憶に基づくもので詳細はわからぬといふのをずっと、今週の火曜日まで、理財局長は答弁されていたわけじゃないですか。記憶以外のところは出てこなかつたわけですよ。理財局長の答弁から、だから、もつと確認が必要じやないかといふことを私たちはずつと質問してきたわけですよ。そして、記録が出てきた。これは本人に、田村室長に聞けば、これが本物かどうかといふのはすぐにできる話じやないですか。なぜ確認しないんですか。

○佐川政府参考人 御答弁申し上げます。

委員の御指摘は、報道されております音声の記録そのものについて、それが事実であつて、そういうものを確認すべきだといふことの御指摘なので、ちょっとそういう確認は控えさせていただきたいというふうに申し上げております。

○宮本(徹)委員 そんなおかしな答弁はないで

どういうものなのか、どういうふうにでき上

がつているものなのか、承知をしてございませんので、それにについて確認をせよと言われても、ちよとそういう確認は控えさせていただきたい

よう。

同じことがありましたよ。九月四日の建設会社、業者がつくった打ち合わせ記録のペーパーがありましたよね。当時、理財局長は、同じような、どういう筋合ひのものかわからないから私たちは確認しないといふふうに言われていましたけれども、最終的には、委員長の指示で確認されるということになつたわけですよ。

委員長から指示が出れば、では、報道されている音声データ、これは本物かどうか、田村室長や職員にちゃんと確認されるということをいいわけですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

委員長の指示というお話をあれば、もう私が答弁する立場にはございませんので、そこは控えさせていただきます。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

委員長の指示といふふうに書かれておられました。しかし、音声記録は、三月十五日に籠池氏が田村室長に、この九月四日の打ち合わせ記録を渡して見せながら読み上げているんですね。映像はないですけれども、報道されている音源だけではつきりしていますよ。

二〇一五年九月四日の業者が作成した打ち合わせ記録について、この間の佐川局長の答弁は、全く承知していないということをおつしやつておられました。

委員長から指示が出れば、では、報道され

ておられた音声データ、これは本物かどうか、田村室長や

職員にちゃんと確認されるということをいいわけ

ですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

委員長の指示といふふうに書かれておられました。下から一、二、三、四、五、六、七、八、財務局。そのとおりですよ。そして、確かにこの八番目のところには、財務局の側が、場内処分の方向でお願いしますよ。

籠池さんの音源、テレビでも流れていますけれども、どういう意味かといふと、そこに書いてありますよ。下から一、二、三、四、五、六、七、八、財務局。この打ち合わせ記録も、一、二、三、四、五、六、七、八、財務局。そのとおりですよ。そして、確かにこの八番目のところには、財務局の側が、場内処分の方向でお願いしますよ。

改めて確認したいと思いますが、三月十五日の面談でも、この業者が作成した打ち合わせ記録と

いうのは財務省側には渡されていない、手元にも

ない、全く承知していない、これが今でも理財局

の認識なんですか。

○宮本(徹)委員 委員長、九月四日のペーパーと

同じ話ですよ。それよりももつと生々しいですよ

ね。九月四日のペーパーは、音源はあるけれども、それを起こしたものですよ。今回は音源そのものですよ。メディアでもこれだけ流れているわけですから。

委員長、指示していただけますか、理財局長

に。田村室長や三月十五日の会議に同席していた

職員の皆さんに、本物かどうか、確認していただ

く指示を出してください。よろしくお願ひいたし

ます。

会で協議をいたしました。

○宮本(徹)委員 本当に、委員長から指示が出るまで調べようともしないというのは、私は公務員の姿勢としてどうかと思いますよ。

理財局長、当然、憲法を読まれたことはありますよね。私たち特別公務員も皆さんも、一部の奉仕者ではなくて全体の奉仕者なんですよ。全体の奉仕者の立場に立つて、これだけ国民が疑惑を持っています。ここまで明らかになつているのに調べていただきたいといふふうに思います。

その上で、今回、表に出てきた音源といふに考えていただきたいといふふうに思います。

同じことがありましたよ。九月四日の建設会社、業者がつくった打ち合わせ記録のペーパーがありましたよね。当時、理財局長は、同じような、どういう筋合ひのものかわからないから私たちは確認しないといふふうに言われていましたけれども、最終的には、委員長の指示で確認されるということになつたわけですよ。

委員長から指示が出れば、では、報道され

ておられた音声データ、これは本物かどうか、田村室長や

職員にちゃんと確認されるということをいいわけ

ですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

委員長の指示といふふうに書かれておられました。下から一、二、三、四、五、六、七、八、財務局。そのとおりですよ。そして、確かにこの八番目のところには、財務局の側が、場内処分の方向でお願いしますよ。

籠池さんの音源、テレビでも流れていますけれども、どういう意味かといふと、そこに書いてありますよ。下から一、二、三、四、五、六、七、八、財務局。この打ち合わせ記録も、一、二、三、四、五、六、七、八、財務局。そのとおりですよ。そして、確かにこの八番目のところには、財務局の側が、場内処分の方向でお願いしますよ。

改めて確認したいと思いますが、三月十五日の面談でも、この業者が作成した打ち合わせ記録と

いうのは財務省側には渡されていない、手元にも

ない、全く承知していない、これが今でも理財局

の認識なんですか。

○宮本(徹)委員 委員長、九月四日のペーパーと

同じ話ですよ。それよりももつと生々しいですよ

ね。九月四日のペーパーは、音源はあるけれども、それを起こしたものですよ。今回は音源その

ものですよ。メディアでもこれだけ流れているわ

けですから。

委員長、指示していただけますか、理財局長

に。田村室長や三月十五日の会議に同席していた

職員の皆さんに、本物かどうか、確認していただ

く指示を出してください。よろしくお願ひいたし

ます。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

委員長退席、藤丸委員長代理着席

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

何度も答弁をさせていただいておりますが、私

は、昨年の三月に籠池理事長夫妻がお見えになつて、うちの国有財産の審理室長に面会をし、会つたということをきちんと確認して、御答弁はして

いるところがござります。

その上で、その先方と当方のやりとり以外につ

いても、先方からこれまでの経緯について、そこについても記憶を持つていないことがあります。

御答弁をさせていただいてござります。

そういう中で、今おっしゃった、その業者が作成されたとするメモ等につきましては、そういうことに関することも含め、具体的にどういう内容だつたかについて本人に聞いてみたところ、詳細な記憶を持っていないということを御答弁しているところでございます。

○宮本(徹)委員 記憶を持つていないと本人は言つたわけですね、九月四日のメモについてですけれども、音源記録を見たら、記憶がないところか、渡されているのは、九月四日のペー

ページについては承知していないといふ答弁を繰り返してきましたよね。承知していないこと

を繰り返してきたわけですよ。承知していないところか、渡されて、一緒になつて読んでいるわけ

です。

籠池さんの音源、テレビでも流れていますけれども、どういう意味かといふと、そこに書いて

ありますよ。下から一、二、三、四、五、六、七、八、財務局。この打ち合わせ記録も、一、二、三、四、五、六、七、八、財務局。そのとおりですよ。そして、確かにこの八番目のところには、財務局の側が、場内処分の方向でお願いしますよ。

あの報道を見たら、これまでの理財局長の承認

していない、財務省としてこのペーパーを承認していなければ、それは、全くのうそ偽りの虚偽答弁になつたということじやないですか。

○佐川政府参考人 御答弁申し上げます。

先日、宮本岳志先生の方にも御答弁申し上げま

したが、先方からの説明で、これまでの経緯につ

いての説明の中でも、地下埋設物の撤去に係る有益

費の関係などについても言及されたかもしれない

が、具体的な内容については記憶をしていないと

いうのが室長の話でございました。

したがいまして、その九月四日の業者の打ち合

いのメモというものについて、そういうものに

基づいて先方はお話ししたのかもしれません、そ

の有益費の関係について。

<p>しかし、そういうことも含めて、その中身について詳細については本人は記憶していないということがあります。</p> <p>○宮本(徹)委員 だから、はつきりさせてほしいんですけども、今、手元ない、記録は渡されないといふことは、もはや全否定はできないということです。かもしだいとか記憶がないとかと言いますけれども、音源を見る限り、はつきり渡されていますよ。これは、手元にある可能性もあるということでいいわけです。</p> <p>○佐川政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>二十七年の九月のその業者が作成したとされるメモにつきましては、私ども、参議院と衆議院の財金の委員長から御指示を受けまして確認しておりますので、そういう意味では、当然、私ども、そのメモにつきましては見てございます。</p> <p>ただ、その場で、その三月の時点で、籠池理事長御夫妻がお見えになつたときに、うちの室長たちが向こうとの間で面会、会話をした中で、そういうメモについて、どういうふうに取り扱われたかについて、本人たちも詳細を覚えていない、こういうことを申し上げてございます。</p> <p>〔藤丸委員長代理退席、委員長着席〕</p> <p>○宮本(徹)委員 結局、覚えていないとか記憶がないというので、言い逃れしていただけの話じゃないです。</p> <p>今までの国会の説明と違う話になつてきているわけですよ。覚えていないというだけで、實際はあつたというものが、渡されているというのも、音源データではつきりしているわけですよ。</p> <p>委員長の指示を持たず、自分のこれまでの国会の説明にもかかる、矛盾する話なんですか。</p> <p>○佐川政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>先ほども御答弁申し上げましたが、その業者のつくりたメモにつきましては、そういう意味では、委員長の方から御指示を受けて、私ども確認</p>
<p>をしておきます。もうその存在は当然知つておきます。</p> <p>ただ、その三月のところでそういうメモがどう取り扱われたかについては、本人たちが覚えていない、こう申しているわけでございます。</p> <p>○宮本(徹)委員 ここまで調べようとしているのは、本当に国民の皆さんに対して、申しわけないという思いを持たないですか。</p> <p>委員長、この点も、九月四日の面談記録を、二〇一六年三月十五日、籠池氏が財務局とお会いした際に渡しているというのは、音源データからもはつきりしています。これは渡されているかどうかといったのもはつきり確認するように指示を出していただけるでしょうか。</p> <p>○御法川委員長 理事会で後刻協議いたします。</p> <p>○宮本(徹)委員 もう一点、お伺いしたいと思ひます。</p> <p>音声データを聞いていますと、特例という言葉が何度も出てまいります。財務省の側からの発言でも、この件の経緯がね、貸し付けするつことで、特例だつたものでと言つているんですね。籠池氏の側も、特例にしていただいたことは非常にありがたいことというふうに応じております。</p> <p>確認しますけれども、森友学園への土地の貸し付けというのは、財務省としては特例だつたという認識でよろしいんですね。</p> <p>○佐川政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>その音声記録についてのコメントは差し控えさせていただきますが、今おつしやつた特例処理のお話でございますが、説明をさせていただきます。</p> <p>○佐川政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>時間が来ておりますので。</p> <p>○宮本(徹)委員 質問を終わります。ありがとうございます。</p> <p>○御法川委員長 次に、丸山穂高君。</p> <p>○丸山委員 日本維新の会の丸山穂高でございます。</p> <p>きょうは銀行法の改正の質疑だと思うんですけども、改めて確認するんですが、銀行法の改正の定期借地の契約とするということを、私ども本省において承認をしたというのを特例というふうに表現しているということでございます。</p> <p>○宮本(徹)委員 時間が参りましたので、もつともたくさん質問したいことがあつたわけだけれども、特例中の特例やりとりをしていたというのを見てもはつきりしているわけですね。特例的なものは我々のところにも相談が来ます、こういう事實を踏まえてどうしたらいいのか、これはちゃんと検討しますとかいうことでやつてきています。</p> <p>しかも、音声記録では、繰り返し籠池さんの側</p>

私も、便利なので実は使っているんですけども、本当に便利として、カード決済、またあとスマホの、シャリーンと、iD、あとS u i c aみたいな形で、決済したものが全部そこにまとめて、しかも、家計簿も、昔だったら、これは食費でこれは交際費でみたいなものを自分で分けなきやいけないのが、自動的に振り分けてくれる。されど、それでも、家計簿も、昔だったら、これは食費でこれは交際費でみたいなものを自分で分けなきやいけないのが、自動的に振り分けてくれる。間違いがあれば、自分が修正すれば、それは後々にその修正は反映されて、何ヵ月かやれば、その月の全ての自分の、大体幾らぐらいこれに使つた、ここは使い過ぎたなどか、ここは大分節約できたなみたんなのがわかる、非常に便利な時代になつてゐるんです。

一方で、それは、全部、個人情報も漏れる可能性があるというのと同義なので、非常にこれに対して、国としてもきつちり確認していかなきやいけないという趣旨は重要だと思いますし、我が党としても、これは賛成していく立場でございまして、この是正を聞いていきたいと思います。

ただ、細かい部分も含めて、では、この法の改正の趣旨等がどのようなところにあるのかは詳しく聞いていかなきやいけないと私は思っていますので、以下、お尋ねしていきたいと思います。

まず最初に、今回の法制度の整備は、国内、海外も含めて、事故とか、今申し上げたような何か問題が発生をして今回の改正となつてあるのか、つまり、立法事実はどこにあるんですかというところの改めての確認なんですねけれども、こうした事故や問題発生といつたものを認識されているでしょうか。もしありましたら、その立法事実としての具体的例を挙げていただけますでしょうか。お願いします。

○池田政府参考人　お答え申し上げます。

まず、海外で申しますと、例えば米国で、大手銀行が顧客情報の保護を理由に顧客のパスワードを使用する業者のアクセスを一時的に遮断するというトラブル事例があつたというような報道を承知しておりますが、我が国におきましては、幸い、これまでのところ大きな問題が顕在化したと

いう事例は承知しておりません。

ただ、電子決済等代行業に該当するサービスにつきましては、利用者は、銀行口座に関するパスワードなどの重要な認証情報を業者に取得、保有される場合が多く、顧客情報の漏えい、認証情報の悪用等のセキュリティ上の問題がないかといいます。

また、業者による決済指図の不適切な伝達等についても指摘があるものと承知をしておりま

す。

さらに、電子決済等代行業者にとりましては、現在のようにスクリーピングという手法で接続をしますことには、APIによる場合に比べまして業者のコストが増大する場合も少なくないと承知をしておりまして、そういうふたさざまな指摘を踏まえ、今回、利用者の保護を図りつつオープンイノベーションを促進するということで法案を提案させていただきたいとございます。

〔委員長退席、土井委員長代理着席〕

○丸山委員　なるほど。

大臣、ちょっとお伺いしたいんですけども、先ほど来、具体例も挙げましてフィンテックのお話をさせていただき、私なんかは家計簿アプリを使っているんですけど、余り麻生大臣が家計簿アプリを使っているんですが、余り麻生大臣が家計簿アプリを使っている姿は想像できないので、恐らくそういうふうなものはお使いになつたことはないかというところが一番難しいところだと思っております。

○丸山委員　さすが大臣、格好いいですね。ツケでいうことです。おもしろい御回答だつたとおもふります。

○丸山委員　さすが大臣、格好いいですね。ツケでいうことです。おもしろい御回答だつたとおもふります。

○池田政府参考人　お答え申し上げます。

決済サービス分野の法制につきまして、御指摘のとおり、我が国では、銀行は免許制、資金移動業者や前払い式支払い手段発行者は登録制とされておりますのに対しまして、御指摘のありました欧州の決済サービス指令におきましては、決済に係ります横断的法制の整備が図られておりまして、その中では、銀行も電子マネー事業者等の決済サービス提供者も、いづれも免許制とされるところです。

しかし、いろいろなサービスがある中で、この電子決済のサービス、特に若い人を中心には、非常に使つてゐる人がふえてると思います。年齢のことをおつしやいましたけれども、まさしく、使用者の年齢分布、民間の研究を見ますと、若い人が多いですよね。そういう意味で、今後の、さらいに変わっていく、若い世代が使い始めた技術だけだと想つていています。

ただ、一方で、欧州等を見ますと、先んじて進んでいる国もありまして、日本の制度と少し違う部分もあるので、そういうふた部分を少し詳し目に伺ひたいと思います。

そういうものだと思つてますので、余りないんですが、ホテルなんかで使うときがあるし、いろいろなことに使うことがあるんですが、私どもは、こういつたサービスというのは間違いなく普及してきますよ、人手が足りないんだから。どんどんどんどん人が足りなくなつてきました、銀行なんかでどんどん回つてているよりは、これでやつた方がよっぽど速いから、間違いなくそうなつてぐるんだと思つてますので。

私どもが一番気にするのは、便利というのは、裏にはそれを悪用する人がいるという前提で、ある程度、法律をつくるときに考えておかないといふで、えらいことになつたという騒ぎになつてから、ちゃんと取り締まりの法律をつくつてなかつたじやないかと言われるのは大体こつち側ですから、我々行政側としては、必ずそう言われますので、そのところを考えて法律というのはある程度つくつておかないといかぬ。

それを余り締め過ぎると発展しないやないかという話を先ほどしておられましたけれども、それも事実なので、そのバランスをどれくらいとかというところが一番難しいところだと思っております。

○丸山委員　さすが大臣、格好いいですね。ツケでいうことです。おもしろい御回答だつたとおもふります。

○池田政府参考人　お答え申し上げます。

決済サービス分野の法制につきまして、御指摘のとおり、我が国では、銀行は免許制、資金移動業者や前払い式支払い手段発行者は登録制とされておりますのに対しまして、御指摘のありました欧州の決済サービス指令におきましては、決済に係ります横断的法制の整備が図られておりまして、その中では、銀行も電子マネー事業者等の決済サービス提供者も、いづれも免許制とされるところです。

この点につきましては、例えば、欧州の決済サービス事業者は取扱金額の上限なく送金サービスを営むことができるところに對しまして、我が国の資金移動業者は一定額以下のサービ

スに限つて営むことができるようになります。日本と歐州では、そもそも各業者に認められている業務の内容や範囲が異なるという点がござりますので、必ずしも歐州と同一の参入要件を措置しなければならないというものではないと考えております。

他方、例えば、今後ＩＴの進展などに伴いまして、異なる規制領域にある業務が、ＩＴ技術を用いて実態上極めて近似した機能を提供するようになるということも想定されるところでござります。そうした場合に規制が区々となつておりますと、利用者保護上の問題が出たり、利用者利便、あるいは事業者のビジネス選択にゆがみを生じさせたりするということになるのではないかという指摘もあると承知しております。

また、我が国の決済事業者が、仮に、今後サービスの国際的な展開を志向していくことが重要ではないかという可能性を踏まえてまいりますと、決済に係る規制体系につきても国際的な視点を持つことが重要ではないかという指摘もあるうかと考えます。

したがいまして、金融庁としましては、決済業務等を取り巻く環境変化が進む中で、まずは今回の法案により制度を整備することが重要と考えておりますが、今後、ＩＴの進展等の環境変化はさらに進むことが想定されるところ、それらに対応するための法制度のあり方については、引き続き幅広く検討を進めていかたいというふうに考えてい

るところでございます。

〔土井委員長代理退席、委員長着席〕

○丸山委員　本当に変化が激しい世界ですので、しっかりとこれに対応していくことが重要だと、思っています。

ちょっと脇道にそれちゃうかもしれないけれど、この間、質疑させていただいて、早速、金融庁も確認いただくという話をいただいた、例のオークションサイトでの現金の出品とかそういう部分に関して、ヤフーオークションとかスルカりといった最大手もしっかり取り組んでいまして、現金も見つけ次第削除する、そして、ＩＣ

カード、Ｓｕｉｃａみたいなものも削除するみたいな話が出て、やっているんですね。

しっかりとやつてあるんですけども、すごく変化の激しいインターネット上のオークション取引なので、それが削除されたら次はパチンコの交換景品が出てきたり、あとは、お札をオブジェみた

いな形に折つて、現金を折つて作品だみたいな形で出品したり、本当にあの手この手で、何か最近は領収書まで売り出して、買った方は領収書を何に使うんだみたいな、非常に変化の激しいイタチごっここの世界でもあるなというふうに思いますので、このフィンテックの世界も、サービスによつてはこういつた規制が必要になるものも出てくる

と思います。そういつた意味で、登録制にしていくといつたのは、一つ非常に大事な観点かなと思いまして、流れに合わせた一つ一つ対応をお願いしたいと思います。

○丸山委員　これも、その場の状況に応じてまた見ていくことだと思いますので、しっかりとお願いします。

今回のこの代理業者との、まあ銀行ですかね、契約締結のための基準作成は、個別行ごとに、銀行ごとに課せられれているという制度のたてつけになつていますけれども、國の方で一律に、大体このうで、証券もそう、先ほどの貸金業のお話もそろそろ、銀行業だけじゃなくて、保険もそろそろが想定されるというふうに思います。今回、銀行法の改正ということでござりますけれども、他業も含めた法整備とか規制の今後のあり方についても、銀行業だけじゃなくて、セキュリティ面もそうですが、銀行がＡＰＩ接続先の適格性を審査する際に使用するチエックリストについて標準化などを図ることについての議論を行つていただいております。

こうした関係者による議論を通じまして、必要な範囲で一定の共通化が図られていくということが適切かと考えておりまして、そうした方向で進んでいくことを期待しているところでございま

す。

○池田政府参考人　お答え申し上げます。

現状におきましては、ＩＴを活用しました仲介サービスというのは、我が国においては特に決済の分野においてさまざまな業者が登場、拡大しているという状況にあると考えております。

加えまして、こうした決済に関連しますサービスが適切に提供されない場合には決済の安定性が害されるということになりますから、今回の法律案では、特に決済、その中でも、特に重要な役割を担う銀行等の預金取扱金融機関と接続して

いうことになるおそれもあるうかと考えます。このため、例えば、特にばらつきの生じかねない、御指摘にもありました情報セキュリティに関する基準などにつきましては、現在、全銀協にオーブンＡＰＩ検討会という組織が立ち上がりつつあります。銀行のほかフィンテック事業者の関係の方も参加していただいております。そちらの方で、情報セキュリティなどの基本的な考え方とも総合的に踏まえてそれぞれに検討、判断し

をいたしております。

また、金融情報システムセンター、ＦＩＳＣと呼んでおりますが、そちらを中心いて、業界団体等の関係者におきまして、銀行がＡＰＩ接続先の適格性を審査する際に使用するチエックリストについて標準化などを図ることについての議論を行つていただいております。

○丸山委員　國の方で一律に決めるんじゃなく

て、業界団体等でしっかりといくことで、個別行のリスク、コスト面も含めたそうしたものを減らしていくというのは非常にいい流れだと思ってますので、しっかりと連携してやつていただきたいと思います。

○池田政府参考人　お答え申し上げます。

ちょっと、二つほど細かい話を聞いておきたい

んですけれども、今回、銀行代理業者が行う変更届け出義務の緩和のところで、政令事項になつて

いるんですよ。現行でも、銀行業の出張所の設置等は例外規定になつていますけれども、同じよう

に、そういつた届け出義務の緩和について設ける

という想定をされているということでおいんじで

しょうか。内容についてお伺いしたいんですけども。

○池田政府参考人　お答え申し上げます。

御指摘のとおり、今回の法律改正案におきまし

すと、フィンテック企業に過大な負担を強いると

他方で、御指摘にありましたように、各関係者

が定める基準に不必要に過度なばらつきが生じま

すと、銀行代理業者の営業所の位置を変更した場

合の届け出に係る規定を緩和することとしております。

これは、これまで、銀行の営業所につきましては、増改築その他のやむを得ない理由により一時的な位置変更を行なう際には届け出は不要としてまいましたが、銀行代理業者については、同様の規定が存在しない結果、一時的に位置を変更した場合、変更する際とまたもとに戻る際と、両方で届け出が求められるという結果になつております。

したがいまして、今回、銀行代理業者につきましても、銀行の営業所と同様、そういう届け出を不要にしようと考えております。具体的には、御指摘のとおり、内閣府令に譲られておりますので、現在、銀行について内閣府令で規定されないと同等の規定を銀行代理業者についても設けるといふことを考えております。

○丸山委員 あともう一つなんですかれども、今回、銀行等で、少しお話のありましたオーブンAPIの体制整備の努力義務規定が設けられていますけれども、これを見ていますと、施行から二年内に行なうべきという形であつて、二年というのではなく、二年だといふのがぱっと見つたときに思つたんですけれども、この期間の設定はどのような理由でされているのか、お伺いできますか。

○池田政府参考人 オープンAPIの導入につきましては、銀行等におきましてシステム上の対応が必要になるところでござります。銀行等からは、その対応に二年ないし三年程度が必要だという声が寄せられていましたところでございます。

こうした状況のもと、銀行等におけるオーブンAPIに向けた体制をできるだけ早期に整備するため、公布から一年以内において政令で定められる日が施行日とされておりまして、その施行日から最大二年間を要すると判断し、御指摘のようないました。

なお、これは期限でござりますので、こうした期限を待たずに、オーブンAPIの整備が可能な金融機関においては、できるだけ早期に体制の整

りますけれども。

いろいろなものがもつと、若い人の間でインバーションとして、使える業者がどんどん入つてこられるということになるんだと思うんですが、日本の場合、特に、銀行というもののシステムとしては、これはほぼ完璧なぐらいによくできていますし、また、お札というものに対する信用がありますし、やたら高いですから、新券をもらった方が、お金がちよつと値打ちがあるようなものをもらったよ

うな気に入る国なんというの日本ぐらいで、普通は、大体、汚い札をもらつた方が、これは流通에서도、ただ、運用の仕方次第では少し、御指摘のとおり、内閣府令で規定されないと同等の規定を銀行代理業者についても設けるといふことを考えております。

○丸山委員 二年というのは、あくまでも二年なんですけれども、もうと早くできるところはやつてほしいということだと思いますので、それがで

きるような環境整備をやることが法律を定めた方の仕事もあると思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

細かいところをまるお伺ひしてきましたが、最初に申し上げましたとおり、我が党としても、これはしっかりとやるべきだというふうに考えていましたので、ただ、運用の仕方次第では少し、御指摘の方もありましたけれども、民間のインベーションを阻害しかねないというのは確かにところだと思ひますので、そのバランスをとりながら運用をよろしくお願い申し上げます。

大臣、最後にお伺ひしたいんですけど、非常に、この間の法案もそうでした、まさたきを一回している間に何百回という高速取引ができるような時代になつていて、今回も、家計簿みたいに、昔は鉛筆なめなめつけていたのが、決済を全部自動化して、全部出るような時代になつて、それがもう国際的に恐くなつっていく、決済取引はささらに、フィンテックという形で、想像もできなかつた国と全然違つたんですよね。日本の場合は、したがつて、これがどれくらい発達するかといふのは、ちよつと、信用がある分だけ、その分だけ、別に困つていませんから。ほかの国は、振り込んでも信用ができないから、みんな現金をトルックに積んで持つてきて、自動小銃を持った者を後ろに座らせて、両方でお金を勘定して、偽札が何%出るかという。あのような現場に長くいた方がからすると、これは日本の場合は、むしろ発達

いう感じがするので、遅い国の方が、大きなお札がありませんでしょ。五百とか百とかいうのじゃなくて、全部二十しかないというお札は、それは、それ以上つくると偽札がふえるからといふので、そういうたこには多分、こういつたものはすごく普及していくんですね。だって、信用ができるないんだから。

だから、そういうところに比べれば、頭を使うものの将来的姿というのは、ちょっと我々の想像をはるかに超えて大きく変わる。我々の想像で

ありますけれども。そこで、私は、このままでは、決済取引が進みます。それで、どうしてかといふと、銀行法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

○御法川委員長 これより討論に入るのですが、その申し出がありませんので、直ちに採決

いたします。

○御法川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○御法川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○御法川委員長 起立總員によつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○御法川委員長 起立總員によつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○御法川委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、土井亨君外四名から、自由民主黨・無所属の会、民進党・無所属クラブ、公明

党、日本共産党及び日本維新の会の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。木内孝胤君。

○木内(孝)委員 ただいま議題となりました附帯

決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

銀行法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分分配慮すべきである。

一 本法に基づく制度の運用に当たつては、情報通信技術の急速な進展等を踏まえ、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働の推進及び利用者保護の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。

その際、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。

以上であります。何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○御法川委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○御法川委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。金融担当大臣麻生太郎君。

○麻生国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じます。

○御法川委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○御法川委員長 次回は、来る五月九日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時六分散会

平成二十九年五月二十四日印刷

平成二十九年五月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K